

平成22年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

6月7日（月）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第4番議員 長島邦夫議員

第2番議員 青柳賢治議員

第1番議員 畠山美幸議員

第6番議員 柳勝次議員

第13番議員 渋谷登美子議員

出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 柳勝次議員

7番 河井勝久議員

9番 川口浩史議員

10番 清水正之議員

11番 安藤欣男議員

12番 松本美子議員

13番 渋谷登美子議員

14番 藤野幹男議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	久保かおり
書記	石橋正仁

○説明のための出席者

岩澤勝町長
高橋兼次副町長
安藤實総務課長
井上裕美政策経営課長
中西敏雄税務課長
中嶋秀雄町民課長
岩澤浩子健康福祉課長
簾藤賢治環境課長
新井益男産業振興課長
木村一夫企業支援課長

田	邊	淑	宏	都 市 整 備 課 長
大	澤	雄	二	上 下 水 道 課 長
田	幡	幸	信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長
大	塚		晃	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
新	井	益	男	農 業 委 員 会 事 務 局 長
				産 業 振 興 課 長 兼 務

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成22年嵐山町議会第2回定例会第5日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これから一般質問を行います。会議規則第63条の準用規定にかか

ならず、3回までの質問回数を制限しない一問一答方式を第1回定例会に引き続き試行いたします。

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇長島邦夫議員

○藤野幹男議長 それでは、本日の最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号第4番、長島邦夫議員。初めに質問事項1の農業振興対策についてからお願いします。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番(長島邦夫議員) おはようございます。4番議員の長島邦夫です。議長よりただいま許可が出ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

前回の定例会より一問一答方式ということが実施されております。きょうからは答弁書もいただきました。多少戸惑いもございますけれども、順次進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、大項目の1番、農業振興対策についてお伺いいたします。今、我が国の農業、農村の状況は、農地の減少、担い手不足、担い手の高齢化、いろいろな厳しい問題があり、各種対策がなされなければ、今後さらに危機的な状況になるというふうに心配するところであります。

今、国の自給率はいろいろ言われてますが、約39%、平成27年には45%から50%に引き上げたいというふうな国の目標があるとされていますが、農業をきつい、汚い、稼げないという3Kの産業にしたままでは、国民の将来の食料を約束することは至難のわざというふうに心配するところでもあります。

私も、小さいころに農業を手伝った経験がありますが、農家の労働条件、まず一番大事なのは日銭の入らないことです。とても厳しい生活で、私は農家の長男に生まれましたが、専業農家で就業することはとてもできない状況でありました。まさにこれからの国の農業政策は、新の3Kとされる、まず格好よく、感動でき、稼げる農業としなければ、若き農業者が従事することはまず不可能と思うところでございます。

しかし、朗報的なものもございます。一部では年収1,000万円だとか3,000万だとかという若き専従者の実例も聞き、これも農地法の改正等の諸対策でもあるというふうに思います。さらにふえることを期待するところでございますが、今回町では、昨年度県の指導による農業委員会の調査で、耕作放棄地の調査、また営農推進員の設置もいたしたところでございます。

この2点を中心にお聞きしたいというふうに思います。

小項目の1番としまして、現状調査で耕作放棄地は162ヘクタール、これは全農地の20%とされています。これはもちろん嵐山町のことでございます。荒廃度の選別、色分けが進み、対策の一步として耕作放棄地再生検討委員会が発会というふうに前にも課長さんからご答弁いただきましたが、活動の進捗をお伺いしたいというふうに思います。

2点目としまして、営農推進員の設置についてお伺いいたします。設置によるいろんな効果があるというふうに思いますが、まず私が思うのに農林振興センターとの関係強化、農家との直接の対話による期待が大きいというふうに思うわけですが、効果をお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、お答えさせていただきます。お配りしました答弁書に沿ってお答えしたいと思います。

質問事項1の小項目1、耕作放棄地の色分け(荒廃度の選別)及び嵐山地域耕作放棄地対策協議会の発会と進捗を伺うにつきましてお答えをさせていただきます。

平成20年度に農業委員の皆様により、町内にある耕作放棄地の1筆調査が実施され、その結果はご承知のとおり農地が3種類に分類されました。

1つが、人力、農業機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地と判定され、図面上に緑色に着色された農地であります。2つ目が、刈り取り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備としての区画整理、暗渠排水整備、客土、農道整備等を実施した場合などに農地利用が可能な土地と判定され、図面上に黄色に着色された農地であります。3つ目が、森林、原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地と判定され、図面上に赤色に着色された農地に分けられたものです。3分類された農地面積の合計が約 162.9 ヘクタールであります。ご質問のとおりでございます。

埼玉県 の 指導、助言により、平成 21 年 9 月 25 日に嵐山町地域耕作放棄地対策協議会の設立総会が開催され、嵐山町として耕作放棄地の解消を推進する体制が整えられたところであります。今後、嵐山町地域耕作放棄地対策協議会において、事業実施に向けて土地権利者等の意向を調査、確認をする必要があると考えております。

続きまして、小項目 2、営農推進員の設置による農林振興センターとの関係の強化、農家との緊密相談など期待が大きいですが、成果を伺うにつきましてお答えをいたします。営農推進員の設置につきましては、平成 21 年度から埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業補助金として実施されたものであります。嵐山町と農業法人らんざん営農との業務委託契約により実施されております。

町の農業は米、野菜を中心に行われています。しかしながら、農業従事者の高齢化、担い手不足など、遊休農地(耕作放棄地)が増大している傾向にあります。地産地消運動の高まりとともに、安全で安心な農作物の生産、確保及び生産者の顔が見える地元農産物の供給を求める声が高くなり、それに対応した米、野菜生産の取り組みを一層推進するために営農推進員を配置し、地域の消費者や学校給食へ安全、安心、新鮮な嵐山産農産物を供給できる体制の強化を図ることを目的としています。

平成21年度から農林振興センターと連携をとり、月2回の予定で営農相談会が農業構造改善センターを会場として実施されました。営農相談会において農業者から提議された案件については、農林振興センターと営農推進員との協議を行い、農家へ指導を行っております。

今年度も、月2回の営農相談会の開催を行うことにしております。また、随時地域農業者との話し合いを進めながら、地域に合った農産物の作付の推進や学校ファーム事業の指導、助言などを実施してまいります。

以上でございます。

○藤野幹男議長 それでは、再質問を長島邦夫議員、小項目の1からお願いいたします。

○4番(長島邦夫議員) それでは、小項目1番の耕作放棄地の今、現状をお聞きしました。遊休農地といいますか、耕作放棄地といいますか、3つに色分けしたということでございます。

1番の青地は、再耕作すれば農地として復元できると。また、黄色に着色された農地でございますけれども、まだこれまでは何とか可能になるのかな、また赤に印字されたところは多分、私も見る限りでは、まず無理なのだろうなというふうな感じを持っています。

まず、最初にお聞きしたいのは、その色分けの、今ここにいろいろ書いてございますが、実際目で見てどんな感じで判断をなされたのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 色分けされたところですけども、1つは緑色の土地ですけども、この土地につきましては、人力、農業用機械で刈り取り、耕起、伐根、整地を行う、これができるかできないかという判断で緑色の着色がされたところなんです。2番目のところにつきましては、草刈等では直ちに耕作することができないということで、基盤整備を実施して、先ほども申し上げましたけれども、機械を使っていろいろ、区画整理あるいは道路をつくるか、排水路を整備するとか、そういうところまでしないと、全体的にその地域が農地としての復元ができないというふうに判断される所を黄色に着色をされたということで、これにつきましても県のほうからマニュアルをいただいて、それに沿って現地調査が行われたというふうに聞いております。

それから、3番目につきましては、森林、原野化していて、とても農地に

復元することが不可能ということで、これも判断基準のマニュアルがあって、それに沿って着色がされたというふうになっております。

その中で、内訳としましては、耕作放棄地の全体の中で緑色の農地が約 36.5 ヘクタール、黄色の農地が約 49.1 ヘクタール、それから赤色の農地が約 77.3 ヘクタールということで、合計 162.9 ヘクタールになっているということでございます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ちょっと質問が悪かったのかなというふうに思うのですが、どっちにしろ遊休農地のことなのですが、嵐山町では随分前からこの放棄地について調査をしているわけですが、平成 20 年度に目標として 82 ヘクタール、ですけれども実績では 160 ヘクタールになってしまったと。それで、それでも 2.2 ヘクタールの解消ができたというふうな進行、載っていました。それと、平成 21 年度については、目標として 130 ヘクタールというふうなことが書かれていましたが、もう 21 年度の実績がもし出たのであれば、実績として昨年の実績が約 160%、それがどのようになったのか教えていただければというふうに思います。

それで、今答弁いただいた緑が 36、黄色が 49、赤字が 70 幾つというふうに聞きましたが、ほとんどそこだともう半分は農地として使えないと、そんなような状況ではないかなというふうに思いますが、この点をどんなふうにお考えになられるか、ちょっとお聞きできればというふうに思いますが。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、お答えをいたします。

昨年の中で耕作放棄対策として、作付予定ということで、今年度水稻の作付を予定しているところが約3,250平方メートル程度ありますけれども、それ以外、これは將軍沢地内ですけれども、同じく將軍沢地内でやはり2,000平米弱のところについては今年度は整地作業ということで、作付作業までは実施ができない状況になっております。

耕作放棄地対策ですけれども、いろいろ問題がありまして、耕作放棄地を耕作しようとする意欲のある農業者または農業者が組織する団体など、担い手となる農業種の掘り起こしや育成をしなければなりません。国の言っている耕作放棄地対策を行うには、5年間耕作を行って作付をしなければならぬというふうな形になっております。

それから、耕作放棄地の再生を行う費用や自己の労力など、かなりの負担があるということでございます。ちなみに、耕作放棄地対策事業としては、国庫補助金の2分の1以内の限度額ということでございます。

それから、耕作放棄地の再生ができた土地ですけれども、農用地の利用権設定により、使用貸借権により農業者または農業者の組織する団体、耕作放棄地対策をしていただいた団体とか農業者ですけれども、そういう方に無償の貸し付けをしなければならないと。5年間以上ということもございます。それには、耕作放棄地を所有する地主の方の考え方がありまして、ご

理解とご協力を得なければできないということもございます。

それから、もう一つですけれども、水田については、今まで耕作されずに水稲の作付がなされない田は、転作面積にカウントされている場合もあると考えられますけれども、再生事業ができて水田として復元しても、県から水稲の作付がふやしてもらえる面積を増加してもらえない、町全体の水稲の作付面積は配分がふやせないという矛盾もございます。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ありがとうございます。

今、担い手の問題ですとか、地名、將軍沢のほうの地名が出ましたですが、現地を見ますと、根岸から將軍沢にかけては非常に、特に際立って多いというふうに私も思います。これは、もうもちろん本当にその地区の担い手の問題が一番だというふうに思うのですが、さりとてやはりほかの安田の地区、例えば遠山のほうですとか、そのような地区でもそんな放棄地はそんなに見かけないわけなのです。これは、やはりその営農集団の人たち、その遠山のほうでは小川のほうの方がお借りをしているという話も聞きます。やはり、営農集団の農業に対する考え方というのは普通の農家の考え方とは違うと思うので、やはり稼げる農業というようなことで進んでいくのだというふうに思います。らんざんの営農さんもかなりの実績を上げているというふうなことも聞きますが、嵐山町内にもう一つぐらい営農集団があってもいい

ような気がしますし、他町の営農集団に耕作の依頼をアプローチするようなことというのは可能なものなのではないでしょうか。実際にそのようなものがないか、またそれには將軍沢とか根岸の地区を町で特区化して、そこを重点的にやっていただくというようなことをしないとなおさら広がってしまうような気がしますし、そのようなものがないものか、ちょっと最後にお聞きできればというふうに思いますが。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 農業特区の問題につきましては、大変申しわけありませんけれども、この耕作放棄地対策の中に組み込まれている問題とはちょっと違うところがあるかと思しますので、大変申しわけございませんけれども、後で調べさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) すみません、その特区のことは結構ですから、他の町村の営農集団に嵐山町の耕作のあれを依頼するということはどんなものなのではないでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 耕作放棄地対策として実施することとそうでは

ないこととあるかと思えます。耕作放棄地対策として実施する場合には、先ほども申し上げましたけれども、利用権設定をしなければならないわけでございます。その場合は農業者あるいは農業者の団体、ここに代表者を決めて利用権設定をさせていただいて、その方を中心に耕作をして作付もしていただくということが必要になるわけです。耕作放棄地対策以外ということであれば、当然地主さんたちの信頼と地元のつき合い等もあると思えますので、そういう方たちを含めたオペレーターを中心にある方を頼んだりとかということで、一定の要件を満たして団体をつくられて、その中で嵐山町の土地についても耕作をしていただけるということであれば、利用権設定をしながら進めるということは可能かというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ありがとうございます。

それでは、小項目の2番に移らせていただきたいというふうに思います。

再質問をさせていただきます。

町では、昨年から県の緊急雇用の関係だというふうに思いますが、21年度に252万の計上をされております。そして、22年度については267万2,000円ですか、そのようなもので、前の項目と多少関係がありますが、耕作放棄地の関係ですとか、農業をいかに活性化していこう、またはその農業従事者の援助を行っていく、金銭的なものではなくて、ノウハウ的なもの

も随分含まれるというふうに思いますが、そのようなものを行っているのだと思います。

それで、この緊急雇用というのは、ある程度年数が来ると終わりになるのではないかなというふうに思うのですが、多分3年だというふうに思うのですけれども、それ以降についてもぜひ続けていただきたいと思いますが、町の考えをお伺いしたいというふうに思いますが。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、農業推進員の活動でございますけれども、計画としましては年間 240 日の活動計画を立てさせていただきまして、その中に今は雇用保険等の保険も農業従事者であっても掛けなければならないということもありまして、そういう費用を含めてお支払いをしているところでございます。

やはり3年間ということで、期限が切られておりますので、昨年からは始まりまして、あと平成 23 年度までが、緊急雇用対策の事業によりできる期間だというふうに思っております。それ以降につきましては、担当課としますと、予算要求をお願いして、町でもぜひ推進員を設置して続けていただきたいという考えを持っております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) お考えで結構だというふうに思います。

それで、町の広報なんかも、昨日私のところにも届いたのですが、お知らせのところにいわれる営農相談会というのが、5月も2回あったような気がします。6月も2回というふうにここに書いてありますが、月2回の営農相談日というふうなことで書かれていますが、現状としましては新規の方が農業相談にお見えになるのか、それとも現在農業をやっている方がご相談に来るのか、わかるものであればお願い、どんな感じか内容をお聞きできればというふうに思います。営農相談会の現状をちょっとお聞きできればというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 平成21年度の実績について、まず先にちょっとお知らせしたいと思います。平成21年度は、営農相談会は7月からスタートしたところでございます。月2回の計画ということで、毎月第2、第4の水曜日に実施しているところでございます。昨年の例としますと、延べ15回の開催をしました。その中で、一部新規就農の方の水田を借りられたら農業をしたいという相談の中で、そこから利用権設定まで進んだというケースもありますけれども、それ以外につきましては、今現在も、今までも農業をされた方の中で相談会を行って、主な内容としますと、大豆栽培あるいは麦栽培、こういうものの品質や収量確保の向上のための内容について、相談会

に出向いてご指導させていただいたということで聞いております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 今ちょっと私聞き漏らしたのかもわからないのですが、けれども、新規の方というのは余りお見えになっていないのですか。いわゆる今、定年後の新規農業従事者とか、そのようなことをお考えになさっている方というのが随分多いというふうにも聞くのですが、その点をちょっと最後にお聞きできればというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 新規就農という形で農業をしたいということで窓口にお見えになる方は、市民農園のほうでちょっと農地を借りたいとかという問い合わせ等はあるわけですがけれども、新規就農で営農相談会という形で相談に来られるケースは本当に少ないというふうに聞いております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 以上にて、大項目の1番は終わりにしたいというふうに思います。

それでは、2番の大項目の2番、河川との共生についてをお伺いしたいというふうに思います。

県では、「水辺すなわち川の豊かな環境を再生し、県民誰もが川に愛着

を持ち、ふるさとを実感できる」の川の再生事業を進めています。当町でも二瀬上流の河川敷が水辺再生100プランの事業に指定され、現在工事中であります。また、現在も行われていますが、嵐山地内ではないと思いますが、学校橋の下流、都幾川の堤の改修も、もうそろそろ終わったかなというふうな感じに見えますが、それも実施されています。

また、学校橋の上流の都幾川でも、かつてふるさとの川モデル事業が実施をされ、春先から秋口まで、多くの県民の方が利用され、親しまれているところでもあります。ほかにも、さらなる河川敷の利用箇所も指摘されるところがございますが、きょうはこの以下の小項目の2点についてお聞きしたいというふうに思います。

(1)としましては、都幾川、槻川では、ボランティアによる各種団体が河川清掃を行っています。より効果を発揮するには、足並みをそろえた一つの河川美化関連団体を構成して活動が必要というふうに思うのですが、考えをお伺いしたいというふうに思います。

小項目の(2)ですが、嵐山地内の槻川河川敷は、もうかつては住民に有効的に利用され、共生もできてたわけですが、今では樹木、ここに「ヤシ」と書いてありますがこれは「ヨシ」の間違いです。ヨシが生い茂り、河川巡視などで中に入っていくこともできない。県が地域住民の有効利用や県民のゆとりと安らぎを創造する貴重な空間と位置づけるのであれば、住民が親水空間化、例としましてマレットゴルフ場と書いてございますが、そのようなも

のを再生希望をする場合に、町の対応、または取り上げていただけるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、2の1、足並みをそろえた河川美化関連団体との活動につきまして、まずお答えしたいと思います。

現在私どもで把握をしている団体といたしましては、槻川をきれいにする会におきまして定期的に清掃活動を行っております。長島議員さんご承知のとおり、槻川をきれいにする会では、毎年2回河川清掃を実施していただいております。平成21年度につきましては、10月と2月に実施をいたしました。

この団体の構成は、小川町、東秩父村、嵐山町の2町1村でございます。小川町が事務局として日程等提案し、役員会議で協議し、河川清掃の日程を決定し、実施しておりますので、できれば長島議員さんご指摘のとおり関連団体が足並みをそろえた活動ができれば望ましいと思いますので、今後におきましては日程等決定いたしましたら各種団体にご案内いたしまして、ともに実施できるよう働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、2の(2)、住民が親水空間化の再生希望をすることについてにつきましてお答えをいたします。

県では平成 20 年度から川の再生事業に取り組んでおりまして、現在リーディング事業として4年間で県内の 100 カ所の川の再生を図る水辺再生 100 プランの事業を進めております。嵐山町においては、ご質問のとおり平成 21 年度から槻川の槻川橋下流から二瀬までの間の右岸側につきまして、この水辺再生 100 プランの事業として箇所づけされ、整備が現在実施されているところであります。

しかし、この水辺再生 100 プランの事業につきましては、県に確認をいたしましたところ、既に 100 カ所の箇所づけが済んでおりまして、平成 23 年度までの事業として進めているとのことであります。今後町民からご質問のような水辺再生事業の希望があった場合には、河川管理者であります埼玉県と十分に協議をしながら、町としてできるだけの支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ありがとうございます。それでは、小項目の1番から再質問をさせていただきます。

今槻川をきれいにする会をお話ししていただきましたが、そのほかにも学校橋河原から二瀬の区間等では、商工会がさくら祭りの前後に、実施する前、そして実施した後と、河川も含め、また田んぼに入ったごみ等も、そういう清掃もやっています。それと、もちろん環境協会は日常的なことをご

いますから、常時5月の連休中は毎朝河川の美化もやっております。

そのほかに私の聞いた限りでは、県には河川サポーターと、そういう制度があることも、私は県土事務所に行ったときにお聞きをしました。何かさほど活動は、この町内の人ではなくて、活動をなさっているという話は聞いていませんが、とにかくそこを指定して活動なさっていると。そのようなたくさんの団体があるとするのであれば、同じ時期に同じ団体が何回もやっていて、しないときは全然しないというのも非常におかしい話ですし、年中そこが、一年間のうちもうずっときれいになっていけばいいなというふうに思うところがありまして、このような質問をしたわけですが、とにかく河川の清掃をしたくてもなかなか中にも入っていけないと、非常に厳しい状態もあるわけですが、1つ、2つの団体よりは5つ、6つの団体があれば、より効果的な河川サポートができるのではないかなというふうに思うところがございます。

今前向きなお話もお聞きしたわけですが、嵐山町河川、私が名称をつけましたが、嵐山町河川環境推進会と、そういう一つの団体ができれば実施したい。町に指導的なものをもってやっていただきたいというふうに思うのですが、動く人間はそれはボランティアでやるわけですから幾らでもできるというふうに思うのですが、ちょっとそこら辺の考え方をお聞きしたいなというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

今幾つかの団体のお話がありました。そのほかにも、緑のトラスト協会の嵐山支部等も行っているというのは聞いております。ただ、先ほどお話がありました河川サポーターというものを、私はどういう位置づけになって、どういう活動をしているかということもちょっと承知してございません。したがって、今議員さんおっしゃられるように、年間を通して、環境の推進をするための清掃運動というのが、年間を通してできるのが、それは理想的かなというふうに思っております。

ただ、今皆さんボランティアというお話もございました。したがって、当面は、先ほど申し上げましたように、槻川をきれいにする会が年2回定期的に行っているということでございまして、そのほかの団体というのが現実的にどういうふうに日常活動を行っているのか、あるいは河川サポーターというものがどういう役割を担っているのかというものを少し調査をさせていただきたいなというふうに思っています。

したがって、そういうもの、いろんな団体の方が、いわゆる今お話のように、では今月は我々がやるよとか、来月はここがやるよというような組織ができて、年間を通してそれは河川清掃ができれば、それはベストであるというのは同じ考え方です。ただ、なかなか現実的にそこまですぐ進むかどうかというのは、なかなか難しい点もあるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、少し調査をさせていただいて、場合によったら、そういう団体が幾つかあれば集まっていたら、こういう話もあるのだけれどもどうだろうかというものは投げかけていくことも必要なのではないかなというふうに思っております、今後の一つの課題にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) そのとおりだというふうに思います。そんなに一概にできるというふうには思っていないので、ですけども、県がこのように河川を親水公園化していくというふうなことであれば、実施せざるを得ないというふうに思うのです。

それで、水辺再生100プランのほうの今後の管理というものは、あくまでもボランティアでやるのだというふうなことで、協定もなされるというふうなことでございます。そのような団体が将来的にできればということで、同じ考えだということで、次に進ませていただきたいと思います。

小項目の(2)でございます。そういうふうな親水の公園化を希望する小さな団体等があれば、というのはこのきっかけというのは、たまたま水辺再生の工事を見ていた方が、今マレットゴルフ場は学校橋河原の下流にあるわけですけども、どうも練習ですとか、何かいろいろ難しいということではないのでしょうか、自分の地元というか、河原の近くにもあればいいなと

いうふうなことで思ったのでしょうか。私のところへ「どんなものなのでしょうね。そういうようなのは河川ですけれども、県の持ち物の中でそのような簡単な気持ちでできるものでしょうか」というふうなことをお聞きになりました。町の河川ですから、占有的なものがあるのですよと。それをとらないとそこを自由には使えないのですよ。また、管理も必要なのですよというふうなことを話しましたが、これは、特別な大きな団体が、その占有化をとるという場合には町も話にのっていただけるかというふうに思うのですが、小さな団体が本当に申請に来て、相談に乗っていただけるかということは、今答弁いただいたように河川課と協議をしたいというふうなことです。本当に実際に話にのっていただけるのかどうか、もう一度お願いできればというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

今学校橋の下流のお話がありました。現在のマレットゴルフ場がございますけれども、地元の区長さんから、少し狭いところもあるので、何とかならないかというふうな実際の要望もございまして、それらについては埼玉県県の県土整備と協議をしていきたいと思っております。

そのほかの場所のお話でございますけれども、議員さんご案内のように、いつも水が流れているところが、いわゆる低水路と言われておりまして、そ

れから一段高くなっているところ、これは高水敷というふうに言いますけれども、水がたくさん出るときにはそこが浸水をする場所でございます、日常はそこが公園になったりとか遊び場になったりというふうに、現在も利用しているとでございます。

したがって、先ほどお話がありました方が、どの辺の場所をどう考えているのかというものは、一度お話を聞かない限り何とも言えないかなと思っております。ただ、なかなか現在、先ほどもちょっと看視をするのにも入れないような場所もあるのではないかなというふうなお話もございましたけれども、なかなか県の河川管理の予算的なものが、一時よりかなり減ってきているというのも事実でございます、そしてまた一方、逆にまた野鳥を守る会というようなところからは、逆に河川敷のやぶというものをむやみやたらに、いわゆる整地をしないでいただきたいとか、なかなか相反する面もということもあるわけでございます。

したがって、具体的にこの場所がこういうふうにならないかというものがあれば、それは県にお話をして、こういうところはどうでしょうかというものはできるのかなと思っております。

ただ、今お話のように、そこを仮に占用をして何かの事業をやっていくということになれば、一体全体それをだれがどのようにやっていくのかというようなことは、今議員さんおっしゃるとおりでございます、ある程度の組織を持った団体でない限り、なかなかその維持管理というのは難しいのかなと

いうふうに考えられます。したがって、具体的なことがあれば、ぜひご相談を
していただきたいと思います。ただ、なかなか、先ほども申しあげましたよう
に、河川の中の話でございますので、埼玉県県土整備がその場所をどうい
うふうに考えているのかというものがはっきりしないと、なかなか難しいのか
なと思っています。

河川によっては、計画断面に従って既に河川が整備されているところと、
いまだそこまでいっていないところがございまして、そういう意味では具体的
にこういうところだというものがあれば、相談できるのかなと思っております。

ただ、現実的には、今我々も、先ほどふるさとの川モデル事業等のお話
もございましたけれども、そんなに嵐山で、これから先こういうところをこうい
うふうにしていく場所というのは、ごく限られた場所なのかなというふうに認
識をしているところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ありがとうございます。

河川のことですから、なかなか難しいというふうには思っています。です
けれども、そのように希望するものがあれば、小さく川の端なのですけれど
も、うちも花を植えたいなとか、庭畑もないというような話なんかを聞くと、そ
うですよ、そういう場合はその河川のところも利用したいですよという話
もしますが、とにかく本当にその気持ちがあるのであれば、またお願いに行

くでしょうから、そのときはまた相談に乗っていただければというふうに思います。

それでは、大項目の3番に移らせていただきます。環境問題についてお伺いいたします。家庭内で発生する生活ごみなのですが、指定日、指定場所に出すのは町民共通であります。でも、集積所の形態というのは、特に嵐山町はちゃんとした何か、ごみを入れるところには見えないようなそんな集積所もありますし、極端な例が網をぱかっとかぶせるだけ、またはブロックでちゃんと囲ってその上に網をかけるところといろいろなのですけれども、現状をお伺いしますということで現状お聞きしますが、とにかく現状をお伺いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 質問事項3のごみ集積所の現状につきましてお答えいたします。現在集積所の数といたしましては、燃えるごみの集積所 373 カ所、不燃物の集積所 273 カ所、資源物の集積所 273 カ所の計 919 カ所ございます。3種類が1集積所にある場合や、燃えるごみだけの集積所等、地域の実情に合わせて集積所が設置されております。

集積所は、本来燃えるごみ、不燃物、資源物とそろって1カ所の集積所になっていけば、収集につきましても合理的になりますが、集積所の利用世帯数の状況や集積所の敷地面積等の状況により、集積所の形態が異なっ

ております。

なお、集積所敷地につきましては、公園、道路敷等の公有地や個人の土地でございます。また、集積所の形態といたしましては、ご案内のとおり屋根があり金網で囲った小屋の集積所や、ネットだけかぶせる集積所等々さまざまでございますが、町といたしましては、集積所は区の設置及び管理という考え方でございますので、それぞれの地域の実情に合わせて設置されております。

なお、集積所の設置につきましては、例えば地域から世帯数の増加などにより新たに設置を希望されれば、候補地を地域の方と相談しながら、公有地で使用可能な場所であれば所定の手続きをとり、分別収集用のかごを配付し、収集業者に連絡をとっております。また、共同住宅(アパート)等がございますけれども、この場合につきましては嵐山町開発指導要綱に基づき、協議の上、集積所の設置を求めています。

集積所の考え方といたしましては、先ほども申しましたとおり、燃えるごみ、不燃物、資源物とそろって1カ所の集積所にあり、きちっとした集積所の設置がカラスや動物に荒らされることなく望ましいと思いますが、集積所敷地の確保の問題がございますので、すべてが屋根があり金網で囲った小屋の集積所となっていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ありがとうございます。

今私ちょっと先に話してしまっただけですが、本当に千差万別なのです。いろいろ形状があると。ここにも答弁いただきましたが、その地区の実情があるので仕方ないところもあるというふうなことに、今私ここに書いてあるのは受け取りました。

ただ、今朝も、何の収集日か私ちょっとよくわからないのですが、菅谷地区を通過してまいりましたら、たくさんのごみが出ていました。その中には、正直言ってネットも何もかぶっていない、そういうところもあるのですよね。

それで、他の町村の例を出したら非常に失礼だというふうに思うのですが、やはりある程度の一定のものを、町で規格的なものをつくって、こういうものがあるのだけれどもぜひその地区で使ってみていただけないですかという、そういう発想はないかなというふうに思うのです。その地区に任せるといっては、それは実情はそうなのでしょうけれども、そのようにしていただければ、その地区の方も考えていただけるのではないかなというふうに思うのです。

それで、特に今ここに共同住宅のアパートのことも書いてありますが、集積所の設置を求めています。それで求めている、本当はかなり立派なものをつくられているところもあります。でも、ただネットをかぶせているところもあります。どうしてもそういう集合的な場みたいな方というのは、ほとんど昼間いないですから、出したら出したそのまま、後はどんな感じになろうとも

構わないというふうな感じなのでしょう。道路にごみが散らかっているのもこの間、特にそこはいつもひどいのですけれども、私も見かねて中に入れましたが、そういう状態になってしまうのです。あれが、ふたができるものがあれば、やはりふたをあけて入れるだけのことから、ぜひそういうふうな、地区にこういうものがあるのですよと話してみただけであればどんなものなのかなと思うのですけれども。

これは、これがあるところの状態です。こういう状態ですよね。それで、違う町村のところのは、小さなものです。その場所によって出るごみの量が違うから、これを何個も重ねて、こういうふうな横にあるわけですがけれども、そういうものが町から提言できないものかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 お答えいたします。

現実的なお話をしますと、調整区域のほうは敷地が確保できて、比較的小屋なりなんなりができているのが多いかと思えます。特に町なかにつきましては、道路敷とかそういったものを可燃物等につきましては使っているところが多いものでございまして、恒久的なものというか、設置するということがちょっと不可能なのかなと思っております。

また、ある程度の箱物というか、そういったものを例示しますと、世帯数

や何かの問題もありまして、入り切らない場合とか、そういった場面も結構出てくるのかなと思いますけれども、先ほどお話いただきましたように、アパート等につきましては、いろんな形態がございますけれども、一般的には3平米以上を確保するというので、ブロックなりなんなりで囲ってあるところが多いのかなとは思っております。

今後新たにというのは、今のところはなかなかないのでございますけれども、新たに設置する場所が、底地の問題が一番問題になろうかなと思うのですけれども、恒久的に使えるようなところであれば、お話もできるかなとは思っております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) ちょっとお聞きします。

いろんな問題があつて、対応できればいいのだけれどもというふうな感じに受け取りました。それでは、またネットの状態のことをお聞きするのですけれども、ネットそのものというのは、あれはその地区の方が用意をしているのですか、ちょっとお聞きします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 最初にお答えいたしましたように、設置及び管理につきましては区の管理という考え方でございますので、各区の対応というこ

とでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) これは無理な状況もあるのだというふうなことでございますので、それ以上は申し上げませんが、やはり町の景観ですとか町の美化を考えたときに、いかに自分の町をよくするかというふうなことを考えていくのであれば、まして人口の減少もあるときでございますので、町がより景観よく維持できるようにするには、やはりそのようなものも考えていかなくてはならないというふうに思います。

地域は地域でいろいろお話していただければそれなりの対応もできると思うので、そのような前向きな姿勢も必要なのではないかなというふうに思います。

答弁をいただきまして、また答弁書をいただいたのですが、なかなかうまく活用することができなかったというふうに思っていますが、また自分の反省にさせていただきたいと思います。きょうは大変ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時14分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号2番、青柳賢治議員。

〔2番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○2番(青柳賢治議員) 2番議員、青柳賢治です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて1番目の嵐山町のPRについてから質問させていただきます。

町の宣伝についてですが、どのような考えの上で実施されているのか。また、嵐山町の宣伝をお願いできるような町民の皆様、これは仮にでございますが、嵐山町PRサポーターということにしましたが、そのような人たちの養成の必要性などはいかがでございましょうか。

そして、私きょうこの質問をさせていただくことについては、嵐山町のPRが少し足りないのではないかというようなことを一般の町民の皆さんと少し話す機会がありました。それでこの1番の質問になっておりますが、さらに嵐山町の場合は、関越高速をおりて役場のほうに向かう場合もありますが、そのような場合に北から南まであるわけですが、非常に南のほうに嵐山溪谷やら、それから河川敷などがあります。そちらに行く案内等のものが余り見

当たらないのです。そのような意味から、そのような、町そのものもそうです、この庁舎そのものも、標識などの設置についてはどのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、嵐山町のPRについての御質問にお答えをさせていただきます。

嵐山町では、平成20年2月より町の公式ホームページをリニューアルいたしまして、観光を中心にPRを進めております。リニューアルの際には、嵐山町のどのような場所に多く観光客が訪れているのか、また町内のどこにお客さんを誘致する、誘客を進めるのかなどなど検討がされて、リニューアル後は嵐山溪谷の紅葉、またバーベキュー場をはじめとする観光資源や、また代表的な施設、行事等の情報を動画で掲載したホームページとなり、多くの方に利用されております。

また、平成20年度より県の川越比企地域振興センター東松山事務所を中心といたしまして、管内の市町村と比企広域市町村圏組合で構成する比企地域元気アップ会議の活動が始まりまして、2種類のガイドブックを作成し、埼玉B級グルメ王決定戦会場や関越道高坂サービスエリアでのイベント参加など、周辺自治体と連携したPR活動を行っております。

さらに、町内の団体等のPR活動といたしましては、観光協会等による東

武鉄道への誘客の働きかけ、また東上線全駅への桜まつり、あるいは紅葉のPRポスターの掲示、駒王太鼓愛好会や御当地のアイドルグループ「ピース」などによる町内外でのイベントにおける演奏活動などが行われているところでございます。

次に、嵐山町のPRサポーターについてでございますが、現在のところ特定のサポーターは検討しておりません。しかし、町民全員がPRサポーターとして活動していただけるように、啓発活動はこれからも続けていきたいというふうに考えております。

また、道路の看板標識などの設置についてでございますが、町内には平成14年に埼玉県より移管をされましたふるさと歩道案内板等の施設がありますが、設置から相当年数が経過しているところから、老朽化の著しい施設が目立っております。今後既存の施設を含めた整備の検討が必要と思われませんが、平成21年度事業において現在不足をしていると思われまして観光案内板3カ所を、県の補助金を活用いたしまして設置をしたことによりまして、ハイキング客等の利便性の向上が図られたものと考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 一応町の観光ということなのですが、今町長から答弁いただいたのですけれども、町をPRをするということではいろんな催しがあります。ただ、嵐山町に来町してもらおうというようなことは、どうでしょうか。

板橋区あたりから、緑の少年団がやっております年に4回か5回でしたか、の活動で、相当の人数が小千代山を中心に来ていただいております。そのような意味から、さらに都会に向けて嵐山町の持っているよさをPRをしていくという必要が、大切なのではないかと思います。

そんな意味で私、今思うのは、こちらのほうから出向いて行って、恐らくこの比企に来ている市町村別に調べてみると、川越市、所沢市、さいたま市などが多いと思います。それで、この嵐山町の自然、それから豊かな歴史、そのようなものを売りにしてこちらからセールスに行くわけです。要は、とりあえずある程度都内の自治体と友好都市、それから嵐山町を生かしてもらった行事に、その自治体が使ってもらおうというようなお考えについてはいかがでございましょうか、お聞きいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 PRについてお答えをさせていただいたわけですが、さらに今議員さんがおっしゃるようなPRの仕方はできないかという御質問でございます。確かに嵐山町のPRっていうのは、ここでいいということはもうないわけでありまして、それらを踏まえて公式のホームページ、これをリニューアルを図って、あるいは直しながらこのところまできているわけであります。

町内に来られる方で一番多く現状で見て来ていただくのが、この公式のホームページなのですね。それで、そのところで嵐山町を知っていただく、

そして状況を知ってもらおうというようなことが大切だということで、リニューアルを急いでしたわけでありませけれども、今おっしゃるように来町する方へ、都会の方へ、具体的に所沢の、あるいは川越の、さいたま市のというお話がございました。個々にそういうところに出向いて行ってやるというのも確かに必要かと思えますけれども、当面公式ホームページの動画も入れたリニューアルを図って、そしてこれを見たらう。

それで、きのうも実は嵐山のパソコンクラブの総会があったのですが、あそここの総会のところに参加をしている、講習に参加をしている人たちも、やはりそういうようなものというのを意識をする人が多くなってきているわけです。町民の中にもITに関するスキルアップというのはいまどんどん図られてきているわけでありまして、このホームページを開いていただく方というのは年々ふえてきている。ですので、個々に行ってやるということも本当にもう大切だと思えますけれども、さらにホームページの充実というのが一層求められているのかなというふうに思っております。

議員さんおっしゃるような形の出向いて行ってしっかりやりなさいっていうようなことは、去年も県の事業で生涯学習のフェスティバル、県にあったわけですが、そういうところを開いたブースでも嵐山町をPRしたいというようなこともやっているわけですが、なかなか大きくなっていくのですかね、特に注目を集めるような観光資源、特別な観光資源というのはいないわけでありまして、残念ながら総体、トータルで嵐山町を売っていくということにかけて

いきたいなというふうに思ってます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 一応今の町長の御答弁ですと、ホームページ、これの充実ということで、非常にIT化の中では大切なことだと思えます。

ただ、私は嵐山町の持つよさの中に、11月3日に行われております嵐山まつり、これがここ3年ぐらいですか、国立教育女性会館を中心に行われております。その中の一端に時代まつりというのがあります。これは我々も昔、参加しまして、どなたかの議長の後をついたこともありましたが、非常に歩く道も楽しくて、何ていいますか、やはり一つ一つその時代に行ったような気持ちにもなりました。

そんな中で、木曾義仲とか山吹姫とかいるわけですね。そういうようなその時代まつりを3日の日に一緒にやってしまうのはすごくもったいないような気がしまして、結局コースが女性教育会館に来るのですけれども、そこから菅谷館のほうに行くわけです。そんな中で、この時代まつりを関東近県でもいいですよ。武将、今だと木曾義仲が一番先頭に立っているのですかね、役としては。そういったものを募集してみる、ホームページの中で。そして嵐山町に来てもらう、そういうようなことはいかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 PRの具体的なお話をいただいているわけでございます。

嵐山まつりも年々回数を重ねてまいりまして、NWECに移ってから環境というか、ちょうど秋でもありますし、いい環境でということに来ていただく方もふえているわけであります。

その中で、今おっしゃるように時代まつりに興味を持つ方というのが、これもふえているのではないかというふうに思っています。そういう時代まつりをどうする、そしてNWECでやることをどうする、そして今おっしゃる義仲、重忠にしても、嵐山町のそういった歴史の資源というようなものをこれからどう活用していくかというようなことも含めて、嵐山まつりの活性化を全体で考えていただけるのがいいのかなというふうに思っております。

これは嵐山まつりの中で、各部会で策をつくっていただいておりますので、その中でお考えを出していただいて、さらにグレードアップできる祭りに発展するように願っているわけですが、そういった御指導がさらにいただければというふうに思っております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) ありがとうございます。

さらに、先ほど町長が答弁いただいた中の町民全員がPRサポーターと、まさに嵐山町一丸で外に向かっていく姿勢で、大変立派なことだと思います。ただ、他町村でもいろいろとやはり観光については、PRを兼ねていろんなことが組まれております。振興計画やいろいろなものがあります。ただ、その中で嵐山の顔といいますか、そういうようなものがホームページの動画の中

に何人か出ていらっしゃいます。その中で観光協会の皆さんを中心にしながら、商工会の皆さんなどの動画も見られます。

そういう中で、そういう主導者的な、町民の必要性というようなものが大切ではないかということで、町民全員がPRサポーターであるという中で、そこに、私的には町の顔ということで10人ぐらい、それが季節の紅葉を説明したりするような動画をつくってもらえればありがたいのですが、そのような、何名かそういう主導者的な、言葉的には私はここにPRサポーターと使っているのですが、いわゆる公認案内人といいますか、町が指定して、嵐山渓谷行ったときには嵐山渓谷の案内ができる人、そういうようなものをある程度具体的に考えていただくということはいかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変すばらしい御指摘をいただいてありがたい限りでございます。

そのようなやっぱり意見、それと提案というようなものがちょっと少なかったのかなと、今まで。そういうような感じもしております。と申しますのは、嵐山町で今、埼玉県全域で「ゆるキャラ」というこういう人形のこういうのだとか、それから嵐山町の特産品、各地域にいろいろあるわけですね。おまんじゅうがある、ようかんがあるとかというのから始まって、その地域独特のものも含めてその特産品、食べ物からほかのものまで含めてそういうもの。

それから、いろいろ町を、あるいは市を出すものというのは各地域で開発をされているわけです。ここのところで特に話題に上がっているのがB級グルメ王決定戦とかというようなことをあちこちでやっていて、この前も観光協会の人と一緒に視察研修に行かせていただいたのですが、厚木のシロコロ・ホルモンとかいうのが何百億というぐらいな宣伝効果があるのだとかという話があったりとか、あちこちのところで何とか焼きそばが、これが集客がすごいというような話が出ております。そういうのも聞いてみたり、あるいは実際現地で指導を受けたりする中で、今議員さんがおっしゃるようにやっぱりいろんな意見が地域で出ているのですね。それで、行政で今度こういうのをやりますよ、今度こういうのをやりますよというのではなくて、地域の人、民間の人の中でそういう意見が出てきて、それでそういう取り組みが始まって成果をおさめているところが多くなってきているというようなこともありまして、今おっしゃるような意見もこれからも十分に検討しながら、ぜひ取り入れていけるような方向ができればいいなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) やはり嵐山町の強みを生かした展開をこれからは進めていかななくてはなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、2番目の質問に入ります。蝶の里町民講座の活用と拡大ということでございますが、町民講座というのはかつて出前講座と言いまして、今はある程度役目が終わったようなものもあるかもしれませんが、47講

座開設されています。この中で町民のニーズの多い講座ということでお聞きしております。これは町のいいところを知って、観光サポーターというようなものもあります、中に。その点の講座ということでお聞きしたいと思います。

また、町長発の講座として、嵐山町に在住する若者を対象にした町の施設(蝶の里、小千代山、旧日赤社屋)など知ってもらって、若者の意見、それから考えということを知ることと兼ねたような、若者と一緒に歩くというような講座の開設についての考えはいかかでございますか。お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 それでは答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町民講座についてお答えをさせていただきます。質問をいただいております内容につきまして、答弁書に沿ってお答えをさせていただきます。

質問事項の2の前段のほうでございますが、町民講座は現在 47、おっしゃるとおりでございます。47 講座が開設されております。その中で多い講座はどれかということでございますが、蝶の里町民講座は平成 13 年度、町民が主催する集会などに町の職員あるいは専門的な知識や技術を持った講師を派遣して、町政の説明や専門的知識を生かした実習等を実施することにより、町民の行政に対する理解の促進、学習の機会の充実を図るために始められたものでございます。そして、現在、行政編といたしまして 47 講座があります。町民のニーズの多い講座であります。ここ数年の傾向といたしまして、めざせ 100 歳事業の自主グループからの依頼で「転ばないため

に歩こう」などの健康に関する講座、あるいは小学校からの依頼で「オオムラサキの越冬幼虫調査」などの自然観察に関するものもごさいます。

続きまして、後段の町長発の件でございしますが、嵐山町では国指定史跡の菅谷館跡、杉山城跡や県指定の旧日赤社屋など多くの文化財や蝶の里、嵐山溪谷の自然に恵まれています。こうした町の文化財や自然を知ってもらうことは大変大切でございします。

そして、おっしゃるように若者のということでございしますが、本年5月9日開催の町民スポーツの日のランランマーチでは、嵐山町周辺歴史探訪コースとして鎌形八幡神社、旧日赤社屋、笛吹峠などを歩きました。講座開設につきましては、現在実施しているランランマーチの中で若者の意見などを聞きながら、また参加しやすい講座が実施できるように検討を進めていきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうですか。町民のスポーツの日に、ランランマーチでこういう方面歩かれたということで、いいコースだなと思いました。

それで、私がここで一番申し上げたいことは、やはり嵐山町の若者といえますと30代、40代、20代も含めます。非常に、いろいろな町が進めている諸行事に対しても意見等、それから参加等、傾向的に少なくなっております。例えば町民体育祭においても、選手もなかなか若い人たちが出ていただけのような状況ではないところが多いと思います。

そんな中で、私はここに町長発としたのは、いわゆる嵐山町のトップが、やはりこれからのこの町をしょって行く若い人たちの町への愛着、それから町の持っている財産、それなどをやはり知らない若者がいっぱいいます。そういうことに向けて町長がぜひ先頭に立って、年に1回でも2回でも結構です。これは別のところですけども、これはある東武の駅で、参加者募集というので、駅長と助役と歩きませんかというシリーズなのです。これは東武鉄道の嵐山もありました。それで、そういうことをさっきのホームページでも使って、若い方は見ますので、ぜひともこちらから若い人に向かって歩み寄ってやっていただきたいというふうに思うのですが、いかがでございましょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 若者に対する、町に対する関心度といいますか、愛着というような話がありましたけれども、関心度を上げて、それでいろんなものに参加をしてもらえるような方策はとれないかということでございます。具体的に町長が先頭に立って参加をしてやりなさいよというお話ですが、大変いいことではないかなというふうに思ってます。

それで、具体的に今、嵐山駅の駅長、助役さんという話がありましたけれども、先日、嵐山で叙勲をいただいた関口さんという川越駅の駅長さんをやった方が川島に住んでらっしゃるのですね。その方が管理職、駅長さんのと

きに発案をしまして、それで、どうも駅というのが地域との密着度がないというようなことがあって、駅長と一緒に歩きましょうとか、何をやりましょうということを始めましたという話をこないだお祝いに行ったときに聞いたのですが、全くその話だと思うのですが、そういうことを東武鉄道の駅であちこちでやり始めている。大変いい話ですので、嵐山町でもできることがあればそういう取り組みもしていきたいというふうに思ってます。

そして、嵐山町の蝶の里町民講座実施要綱という中の第5条に「講座の内容は、町民の希望により随時調整し、作成できるものとする」と、こうなされておりますので、そういう要望が多かったり、あるいは強い要望があったりということであれば、新しくこの講座を開設するのは不可能ではないわけでありますので、これからも町といたしましてアンテナを高く、情報をより収集できるように努めていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 非常に、何ていいますか、若い人たちの意見をやはりしっかりと受けとめていくということが、これからの先々のことにも大切なことだと思いますので、ぜひともそのような講座がやはりもう少し若い者へも、何ていうのですか、PRをしていただいて、ぜひとも、若い人たちはなかなか、月曜日から金曜日まで精いっぱい働くのが仕事ですので、土曜か日曜を使った中でぜひやっていただければと思います。

続いて、3番目の質問に移らせていただきます。少子化対策は待ったな

しということなのでございますが、少子化対策については町も総合的に、先日子育て支援計画等もできまして、今後の5年間の計画が出ております。その中で、いろいろ対応されております。

少子化対策ということは、国も取り組んできているわけですがけれども、なかなかこれとって、それを今すぐにとりようなことがなかなか、いい施策といたしますか、ないのが実情でございます。私もこの嵐山町の出生をちょっと20年と21年で見てもたのですけれども、21年はふえておまして少し安心したのです。ただ、人口そのものが1万9,000人を切ってきているような状況に対しては、私たちが当初は2万から2万2,000人構想ということを持っておりましたので、自分なりに相当なやっぱり危機感というものを最近強く感じたのです。

その中に町民が、一人一人が共通の認識として、いわゆるお年寄りを敬いなさいということで、お年寄りの皆さんは今かなり、何ていいますか、いろいろな、さっき申し上げたような100歳の事業だとかあって、ある程度いろいろな面が備わってきているのかなと思います。

そういう中で、町としてこの子育ての概要版やらいろいろこの間もいただきましたけれども、何かほかに嵐山町独自の、嵐山町で子育てが一番しやすいというような施策などがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、御質問いただいております少子化対策は待っ

たなし、3番目の質問についてお答えをさせていただきます。

急速な少子化が進む中で、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法が成立をいたしまして、国、地方公共団体、事業主等の役割が明確化されまして、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会実現のため、それぞれが育成支援対策を推進していくことが責務となっております。

それらを受けまして、当町では平成 17 年度を初年度とする前期5年間の次世代育成支援行動計画を策定いたしまして、こども医療費の拡大、菅谷小学校の新たな学童保育室の建設など、支援施策に取り組んでまいりました。昨年度、平成 22 年を初年度とする行動計画を策定し、この計画に沿って今後、これから行動を始めていくところでございます。

そうした中、次に出生率の状況について申し上げます。最初に出生数ですが、昭和 50 年に 259 人あったものが、平成 19 年には 123 人となっております。昭和 50 年の約半数となっております。次に、出生率ですが、人口 1,000 人当たりの出生数で見ますと、昭和 50 年に 18.2 人あったものが平成 20 年に 6.4 人となり、国あるいは県よりも低い数値となっております。このような状況下において後期行動計画を策定したわけですが、この行動計画の基本理念といたしまして「子どもも大人も未来志向になれるまち嵐山町」、これを引き続き掲げ、基本目標として「地域における子育ての支援」「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」など7項目を掲げまして、この目標に沿った具体的な事業展開を図ってまいりたいと考え

ております。

嵐山町独自のということですが、町独自の後期行動計画を策定するに当たりましては、ニーズ調査を実施しております。そして、この調査結果によって今度の計画が策定されているわけですが、実情に即しました事業展開をこれからも図ってまいりたいと思っております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) この少子化に対応する日本の中でも一番の町として、私はこれから嵐山町は対応していかななくてはならないのではないかとこのうふうに考えます。そういう中で、これは予算も伴うことなのですけれども、埼玉県内の子育て支援といえますか、どのようなものがあるかをちょっと2つほど紹介させていただきたいと思えます。

秩父市のこども課、出産褒賞金1子につき5万円、のびのび子育て支援金7歳未満の第3子以上の児童の養育者に対して年額1万円、年額1万5,000円、年額8万円とあります。これが1つです。

それから、これは横瀬町なのですけれども、新婚世帯の家賃に補助とあります。これは町内に住所を有し、夫婦ともに40歳未満、婚姻届提出後2年未満の世帯であり、転入、転居または婚姻後三月以内の世帯という方に、内容は月額1万円を上限に、家賃の半額を申請月の翌月から12カ月補助というようなものがありました。

私ここで申し上げたいことは、今の町長の答弁のほうでもいただきました

けれども、259人が123人、やはりこれはもう本当町を挙げて、国ももちろん取り組んでるわけですが、そもそも町の問題として皆さんに何とかしてもらわなくてはならぬと。そのためには少子化、これはなかなか子供さんを持つということは非常に負担なことをごさいます、大変なことをごさいます。ですけれども、その中に嵐山町の子育て支援は、相当私は高い評価ができると思います。ですけれども、今申し上げたようなところの何か、子ども手当の支給も始まったところをごさいます、嵐山町独自でそのような対策的なものは、町長としてはお考えはいかがでしょうか、お尋ねします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

嵐山町独自ということをごさいます、今具体的に県内で子育て支援で、出産の祝金ですとか、第3子に対して応援の支援をする、新婚世帯に応援をするというような具体的なお話をいただきました。それらのことは、嵐山町でも行っていければさらにいいわけですが、嵐山町ではそういう内容ではなくて、こども医療費の拡大が先ではないかというような御意見が多かったり、あるいは学童保育室、これらが必要だよ、今の状況ではいっぱいになってしまったというようなことで、これを急いで今年も、今年度に間に合うような形の対策が講じられました。それら嵐山町ではいろんな形で、今の嵐山町の中で必要ですよ、こういうことをやってくださいよという意見が強いものを重点的に取り組んで行っているところをごさいます。

ちなみに、子育て支援に係る経費というのが嵐山町全体で、今事業費が6億5,600万ほど事業費になっております。その中で1億7,460万、1億7,500万ぐらい、これが町の町費ということで出しているわけでありまして。これらはいろんな形の出し方があるわけですが、端的には町で行っている事業がこれだけあります。全部で65億ある中で1億7,500万、これが町で出しているものですよというようなことをございますので、これら今おっしゃったような内容のものも皆様方の御意見をお伺いをしながら、嵐山町の身の丈に合った子育て支援が、より効果的なものは何かということをお指導いただきながら、これからも進めていければというふうに考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 今の答弁で1億7,500万という数字が町の町費で出ているということをございますので、効果的な子育て支援を願いたいと思いますけれども、ただ1点、この少子化への対策といいますか、子供を持つことの喜びとか、そのようなものをやはり町を挙げて応援をしていくという意味から、例えば嵐山町の広報がございます。川越市あたりだと誕生したときの赤ちゃんの顔が載ったりしているようなものもあるそうですけれども、そのようなページを1枚割いて、もう町がもう全員で、町民全員でこの少子化に立ち向かっているのだというようなことも、ご理解していただく意味でもそのような、個人情報もありますけれども、うちにこんな子が生まれたよというような写真、そういう、子育てってこんなに大変だけれどもこんなことがあ

るのだよというようなページを1枚、広報の中につくっていただいて、こんなときもあるけれどもこうなのだなど。やはり大変だけれどもこんな喜びがあるのだなど、長年育ててきたおばあちゃんやおじいちゃんの言葉も添えたりして、そのようなページをつくっていくことはいかがでございませうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 広報の中に今おっしゃるような特別なページをつくって、それで嵐山町の姿勢をあらわすべきだという大変ありがたい御提言があったわけですが、広報の編集の中でそういうようなものが取り入れられて、そして嵐山町で行っている行政の政策の一つのPR、あるいは町のPR、あるいは若い人たちに対するこういう応援をしているのですよというわかりやすい知らせ方というのができないかということでございませうが、これらも広報の編集の中で検討させていただきたいというふうに思います。

そういった御提言をいろんな形でいただくことというのは、広報を担当する者にとっても、町にとっても大変ありがたいこととございませうので、いろんな形で御指導をいただければありがたいと思っております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 前向きな町長の答弁をいただいて、ありがたいと思っております。

やはり子育てと申しますか幅広いこととございまして、やはり環境、この概要版等にもありますけれども、子供が育てやすいような環境、それを皆さ

んでつくり上げていくということしか私もないような気がします、何とかこの嵐山町は子育てが一番できる町だよというような形で、子供たちが少しでもふえたり、また他町からもこちらに来ていただくようなことを進めていっていただきたいと思います。

次の最後の質問に移らせていただきます。公会計改革への進捗を問うということでお尋ねいたします。

平成21年3月のバランスシートを私、ホームページからいただきました。それで、総務省ですか、平成23年ですか、公会計制度改革ということであつたわれていまして、この財務4表といいますけれども、貸借対照表、それから行政コスト計算書ですね、それから純資産変動計算書、資金収支計算書というようなものが3万人未満の町においてもつくらなくてはならないようなことになっておりまして、どのような進捗になっているか、お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。公会計の改革への進捗ということでございます。

実際のバランスシートにつきましては、平成12年3月に地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書をモデルに全国的に作成が始まりました。その後、平成18年8月の地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針によりまして、おっしゃるように3万人以上の都市については、3年後である平成21年度、町村または人口3万人未満の都市

においては5年後である平成 23 年度に貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書のこの4表を作成するということが要請をされているところでございます。

進捗状況でございますが、嵐山町といたしましては平成 22 年度の決算における4表の作成を計画しているところでありまして、総務省方式改定モデルの作成を予定しております。

平成 21 年度の決算につきましては、現状の総務省方式におけるバランスシート及び行政コスト計算書の作成を行いつつ、財産台帳の整備などの準備をはじめ、平成 22 年度決算の議決をいただいた後、作成を行ってまいりたい、こういう予定をしているところでございます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) この公会計の改革は、町有財産の処分、それから有効活用、また、さらには負債がどのくらいあるのかというようなことをはっきりとさせる諸表でございます。そんな中で、財政の適正かつ効率的な運用ということから、準備、台帳等の作成も大変なことだと思いますが、健全な嵐山町の財政運営に欠かせないものでございますので、またそれができまして、今答弁いただきました 22 年度が公表されたときには、それに対してしっかりとまた意見を申し上げていきたいと思っております。

以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうも御苦労さまでございました。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時01分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号1番、畠山美幸議員。

〔1番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○1番(畠山美幸議員) 議席番号1番、畠山美幸。議長の御指名がございましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

まず、大きな1番目です。ワクチン接種公費助成についてお伺いをいたします。昨年、新型インフルエンザが猛威を振るい、本町においてはいち早く町長の提案のもと、高齢者の方々に肺炎球菌ワクチンの公費助成により、命が守られ、有効な対策であったと思います。ワクチンによって予防の認識が高まっています。

(1)昨今、ワクチンで予防できる唯一のがんが子宮頸がんであり、国内でも昨年からワクチンが承認されました。ワクチン接種対象年齢は、性交渉

のない小学6年生から中学3年生までが望ましいと言われていています。本町のお考えをお聞きいたします。

(2)また、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチン接種は、対象年齢が生後2カ月から4歳までが望ましいと言われてます。世界では既に100カ国以上で予防接種が行われ、90カ国以上で国の定期予防接種に位置づけられています。このヒブとはインフルエンザ菌b型のことですが、特に抵抗力を持たない5歳未満の乳幼児がこの細菌によって髄膜炎などを発症し、そのうち約5%が亡くなり、約25%は知的障害や聴覚障害などの後遺症が残ります。乳幼児のお母さんたちの関心はとても高く、費用負担が高額でも接種を希望する人が多いのです。

標準的な費用は、1回7,000円から8,000円で、合計4回で約3万円と高額です。そのため既に一部自治体では助成制度が始まっています。そこで、お考えをお聞きいたします。

この2点、よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、畠山議員さんの1番目の質問、ワクチン接種公費助成ができるかということでございます。

子宮頸がんワクチン、それからヒブワクチンについては、全国的にも公費助成の動きが出ておりますが、埼玉県下におきましても今年度から公費助成を始める自治体が出ているようであります。中でも子宮頸がんワクチン

につきましては、昨年度、薬事承認がされ、これまでの「定期健診による早期発見が第一」というがん予防の定義を、「予防接種によってがんは予防できる」ということで注目をされているところでございます。

しかしながら、このワクチンはすべての子宮頸がんを予防できるものではなく、定期的な健診を代用するものではないことや、ワクチンの安全性や有効期間などまだ不確定な部分もあるように聞いておりますので、引き続き定期健診の重要性についてもお知らせしていかなければいけないと考えております。

また、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンの公費助成を行う場合、一過性に終わる事業ではありませんので、予算の確保が必要になってまいります。限られた予算の中で、子供たちの将来にわたる健康に対し、町としてはどう取り組んでいったらよいのか、今後も慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、幼児歯科教室で年に1回行っております弗素塗布を来年度から1年6カ月健診及び3歳児健診の際にも加えさせていただき、予防効果の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 第1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) では(1)のほうを再質問させていただきます。

21年度、昨年なのですけれども、子宮頸がん無料クーポン配布が始ま

ったと思うのですけれども、検診率は本町では何%検診率があったでしょうか。また、その前年、19年度、20年度は何%でしたか、お伺いいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えさせていただきます。

女性特有のがんの検診の無料クーポンの配布が昨年度始まりまして、これにつきましては対象者が610人おりましたところ、受診者が109人ということで17.9%の受診率でございました。ただ、子宮頸がん全体の対象者分も含みましての検診率を昨年度ので見てもと、対象者が6,341人に対しまして680人ということで10.7%というふうになっております。それから、平成19年度が、こちらも全体ですけれども9.8%、そして20年度が9.5%というふうになっております。

以上です。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 全国では、頸がんの検診は20%程度の受診率に対して、本町は今10.7%ということで、その前の年が9.8、9.5ということで約1%はクーポンで伸びたのかなと、この数字を見ると思われます。しかしながら、数字的には、全国的には半分ということで、今年度もまた無料クーポンの配布を実施することになっておりますが、昨年以上の検診率になるように啓蒙のほうをしていただきたいと思います。

次に、今年度、中学校1年生に上がった女子生徒の人数は何人かお伺いをいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 中学校1年生の人数ですけれども、81人というふうに把握しております。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) すみません。それとあわせて、向こう5年間で中学校1年生に上がってくる女子生徒さんの人数も教えていただきたいと思えます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 年齢別の人口統計表の数字でもってお答えをさせていただきたいと思えますけれども、小学校の6年生が現在82人、12歳というふうに見ていただきたいと思えますが、12歳が82人、そして11歳が83人、10歳が91人、それから9歳が68人、そして8歳が85人というふうになってございます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 本当でしたら、この頸がんは小学校6年生から中学校3年生の方を対象にやっていただきたいところなのですけれども、例え

ば今の中学校1年生のお嬢さん方にワクチンを打つとするならば、今の人数が大体平均すると80人から85人程度ということで、その方々にワクチンを接種、頸がんのワクチンは初回をまず1回打ちまして、1カ月後にまた打ちまして、6カ月後にまた打つてということです。計3回の接種が必要なのですけれども、約1万7,000円程度かかると言われております。3回打ちますと大体5~6万の費用を要するというので、この費用を例えば半分、町で補助をしたと考えますと、85人掛けることの3万円で計算しましたら、大体250万円前後でワクチンが接種できるのかなと思いますが、この点に関して、予算も厳しいとは思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、昨年度薬事認証をされたのですね。それで、この子宮頸がんのこの薬事認証された薬を調べてみますと、子宮頸がんのすべてが、これでやれば完璧だというふうには私は最初思ったのですが、そうではないらしいのですね。頸がんによくワクチンが効果をあらわすもの、そして子宮頸がんのただけでもあらわさないものがある、どれぐらいの形でこれが効果があるものなのか。そして、その効果がどれぐらいの期間効果を発揮をするのかというようなことが、まだはっきりしてないというようなこともございます。だからやらないということではないのですが、そういうような薬であると。現況ではそういうような経過

を見ながら、嵐山町でも今おっしゃるように 80 人、5万円全額助成だと 400 万円かかるわけなのですが、そういうものをこれからどういうふうな、ほかの医療費等も考慮しながら、どこをどうやっていったらいいのか検討していきたい、そうすぐにはという考えでございます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 費用対効果を考えますと、大体 73%の方が頸がんワクチンを打つことで救われるというデータはあるのですが、いろいろと型もありますし、まだ始まったばかりですから、でもやっぱり命を救うという点では、今後国の動きなど見て検討していただきたいと思います。

では次の、(2)のほうに移らせていただきたいと思います。ヒブワクチンですけれども、ヒブワクチンは1回、費用が大体 7,000 円から 8,000 円で、計4回接種で3万円程度ということを言われております。生後2カ月から7カ月未満の乳児を例にすると、接種の間隔は、先ほど言ったとおり4回なので、では本町におきまして2カ月から7カ月未満の人数、そして7カ月から 12 カ月未満の人数、1歳から4歳までの人数をお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

1学年というか、1歳の年齢のところは大分人数的には少なくなっており

ますけれども、少し多目に見て 150 人程度というふうに計算をいたしますと、2カ月から7カ月末までのお子さんの数が大体 75 人、そして7カ月から 12カ月末までのお子さんが 63 人、そして 12 カ月から5歳児未満ですか、までが 600 人ぐらいに想定をしております。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) そうしますと、今の数を合計しますと 900、1,000 人不足というところで、1,000 人不足の方に例えば半額の助成をしたならば 380 万円前後で、マックスの人数のところでは 380 万円、半分補助したとしたならば。全額補助すると 760 万円程度にはなってしまうのですけれども、半額ですと 380 万円前後で助成金が出せるのかなと思いますが、このワクチンを打つことによって知的障害や運動障害、先ほども言いましたけれども難聴などの後遺症が残ったり、あと場合によっては亡くなるお子さんもいるということで、そういうことが防げるワクチンです。

今お母さん方の間でもこのことはすごく敏感になっておりまして、自費でも何とかしてこのヒブワクチンを打ちたいというお母さん方が大分ふえているとお聞きをしております。今回このワクチンを本町で何人ぐらいの方が接種をされているか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 現在のところ、そういった数字については把握をしてございません。申しわけありませんが。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) たまたまちよっと知っているお母さんが補助金が出るのかしらということで御相談に来られたのですけれども、本町ではやってないのよと言いましたら、東京のほうとかあちらのほうでは何か補助金が出るとか、無料でやっているとかというお話があったものですから、ぜひこれは一日も早くお子さんたちにこのヒブワクチンを接種できるようにお願いをしたいと思います。

ワクチン接種は、本当は全員が受けなければ意味がありません。集団接種ができることが一番望ましいと思いますが、財政が本当に厳しい中で無料接種をしていただきたいとは言えませんが、今後やっぱり貧富の差で接種ができる人、できない人があってはならないと思いますし、ぜひ国のほうに働きかけて、一日も早くワクチンが接種できるような体制をつくっていただきたいと思いますけれども、その点に関して町長はどういうふうに思いますか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり人の命にかかわることですので、大変大切なことだっというふうに認識をしております。

この子宮頸がん、ヒブワクチンだけではなくて医療全般に関して、人口減少の、しかも少子化、高齢化の時代には、すべてにしっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

きょうのニュースの中にも、名古屋市では3人に1人ががんで死ぬという
ような時代なので、このがんの健診率を上げたいのだということでワンコイン
で、500円でがんの健診を受けさせると。それで、名古屋市の場合にはほ
かのところよりがんの健診率が低いのですかね、そんなような事情もあつた
りとかということで真剣に取り組んでいくというような記事が載っておりました。

全国的にいろんなところに、どこのところにどう取り組んだらいいのかと
いうことがございますが、命を守る医療についての取り組みというのはどこ
も真剣に考えているわけございまして、嵐山町でもこども医療費の拡大を
はじめといたしまして、昨年度行いました肺炎球菌についての取り組み、ま
たそのほか今話をさせていただきましたけれども、子供の虫歯予防の対策
等も来年度から考えていきたいというふうに思っておりますが、この今の子
宮頸がんとヒブワクチンにつきましても、今年の予算を組む段階でも検討は
当然いたしました。しかしながら、厳しい状況で組めなかったわけですが、医
師会の先生方の御指導の中にも、子宮頸がんよりヒブワクチンのほうをや
ったらどうかというような御指導もいただいております、できる限り早い段
階に町でもできるといいと思いますし、議員さんおっしゃるように国、県のほ
うにもいろんな機会に話をしていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) では次に、大きな2番目に移らせていただきたいと
思います。安全対策についてです。各戸配布で嵐山町地震ハードマップを

いただきました。もしものときのために、日ごろから確認をするためにも重要であると考えます。危険度マップのピンク色で示された地域、揺れやすさマップで焦げ茶色に示された地域の対策をどのようにお考えか、次の3項目についてお聞きをしたいと思います。

①危険度地域は何世帯ありましたか。②避難場所への経路は。③危険度地域、ちょっとすみません、ここ地域が抜けてました。地域の自主防災倉庫は設置済みですか。この3点についてお伺いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、2番の安全対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

最初の①、危険度地域は何世帯ありますかということですが、世帯数については把握ができておりません。建物の棟数でお答えをさせていただきたいと思いますが、県で調査した資料がございますので、それに沿って申し上げます。

危険度マップでピンク色に示された区域、これが9カ所でございます。建物の棟数が281棟、また揺れやすさマップで焦げ茶色に示された区域が5カ所ございまして、建物の棟数が183棟になります。

2番もかな。

○藤野幹男議長 はい、お願いします。

○岩澤 勝町長 ②にお答えをさせていただきます。

避難場所への経路という質問でございますが、この質問は被害が最も大きいとされる広野2区から避難場所までの経路ということで答弁をさせていただきます。避難場所につきましては、各行政区ごとに指定をされておりまして、広野2区の避難場所は玉ノ岡中学校グラウンドとなっております。広野2区から玉ノ岡中学校グラウンドへの避難経路といたしましては、関越をくぐって県道深谷嵐山へ出て、深谷嵐山線を北上して玉ノ岡中学校北入口の信号を玉ノ岡中学校へ向かう経路を考えております。

③でございます。現在自主防災組織で管理をしております防災倉庫は、すべて21年度の設置となりますが、自治総合センターのコミュニティー助成事業によりまして2カ所、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で23カ所の25カ所でございます。区長さんからの要望箇所というのは29カ所ございましたが、県の指導のもと自主防災組織と町で検討して、法律上設置可能な場所を選定をして設置をさせていただきます。広野2区には今のところ設置されておりませんが、今後、七郷防災会、また地元区長さん等と協議をして、設置可能な場所を選定してまいりたいと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) ありがとうございます。まず、①から質問をさせていただきます。全部で281棟ってということで、建物揺れやすさマップの焦げ

茶色のところは 183 棟という今お答えがございました。私もこのマップを見たところ、家がやっぱり集中的にあるのは文化村でございます。大体今この棟数が書いてあるのが、大体これ何%ぐらい文化村が占めていますでしょうか、今の棟数のうち、お願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何%か、ちょっとこれ調べてありませんけれども、これをごらんになっていただいて、この中の見当でお願いしたいと思います。

広野2区が 170 棟だそうです。ですから、パーセントでは何%になりますか、170 棟ということでございます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) もうでは 90%以上というところを占めているわけですね。

では②のほうに移らせていただきます。避難場所は確かにここに、広野文化村は玉ノ岡中学校グラウンドですよというお示しがございますが、果たして、地震で一番揺れやすいところであります。高速道路の上に橋がかかっています、あれが揺れたことによって倒壊してしまう。関越のトンネルも崩壊してしまう。そういったときに、あそこの文化村には抜け道がございません。ございませんというのは、舗装されて車で移動する手段がありません。袋小路になっているわけなのです。例えばだれかけが人が出たとか、車で移動

をしなくてはいけない、その場所に行かなくてはいけないといったときに、関越に橋が落ちてしまった、トンネルが落ちてしまったときには、逃げようがないのです。できるならばもう一本、文化村から外に、大きな道に抜けられる道の整備をぜひとも一日も早くやっていただきたいと思います。

今けもの道のようなものが関越に沿って、先ほどの玉ノ岡中学校北入り口という信号の所のわきのところに出るけもの道が1本ありますし、あと上の公園の所から滑川の方面に抜けられるけもの道というか、農道みたいなものがあるのですが、高齢者の方にとっては山道はちょっと危険だと思いますし、できれば関越に沿って玉ノ岡中学校北入り口信号方向に向かった道を1本舗装ができないのかどうなのかお聞きをしたいと思います。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

現時点では、広野2区から避難路としての道路整備という形で考えはありませんが、今後その必要に応じては十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 検討をしていただける、お考えは今のところはないということなのですが、本当に災害というのはやっぱりいつ来るかわからないところでありまして、本当に大きな道に抜けられる方法があそこの

文化村はないところになってしまいますので、一日も早い何らかの道といえますか、車でも通れるような道を一日も早くつくっていただきたいと思うのですけれども、町長どのようにお考えでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何と答えようか、ちょっと.....。

あの関越がおっこちてしまって、それで道が通れないということになったときには、どこの道が通れるのかというふうに考えてしまうのですね。ですから、たとえ関越を越えてもほかのところの道が通れるのだろうかということが、それぐらい関越高速道路というのはしっかりした建築度数で建ててあるわけですから、そのところがということになったときには、大変答えるのに苦しい答弁にならざるを得ないのですが、そういうふうにならないようにふだんからいろんな心がけ、防災のあれができましたので、そういう中でどういうふうにしていったらいいのか、そういうようなときには。というのは、文化村の広野2区が行く場所がないということになりますけれども、みんなそういう状況になってしまうと思うのですね。もう電柱は倒れる、ブロック塀は倒れる、何は倒れる、道路は通れない。もう消防署へ電話したってピーポピーポ来るわけではないですから、もうそういうような状況がもう嵐山中に起きてしまうわけですから、そういうようなときにはどうしたらいいか。それこそその地域防災、地域の中で、この地域は自分たちでどう守るのだという究極のところ

も考えていただかないと、今のような事態に対する答弁というのはちょっとできないので、何か答えにならないと思うのですが、申しわけございません。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) そういう状況にならないことを望みたいのですけれども、関越、関西のほうの阪神大震災では、あんだけ丈夫だと思われていた高速道路が全部軒並み倒れている。ああいう風景を見たときに、ここ文化村は大丈夫なのかなと思ったものですから、これを質問させていただきました。

自主防災倉庫ということで、③のほうに移らせていただきますが、文化村も区長のほうから要望は出したと思います、防災倉庫を設置してほしいと。ところが、自治会館のあるスペースが本当に狭くて、そばに何か建物があるところでないと置けませんよというお話があって、公園にでは置かせていただきたいと思ったら、公園ではだめですと、建物が無いからということでお答えが返ってきたようで、今まだ文化村には設置がされておられません。先日あそこの今かねこ歯科さん、ちょっと固有名詞を出していいのかわからないですけれども、かねこ歯科さんの反対側に、昔交番があったのですが、あそこの更地のところに何か防災倉庫が建ったようなのですけれども、あそこは何も建物が無いところに建っているのですけれども、建っているのはあれは防災倉庫でしょうか。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 防災倉庫の件ですけれども、先ほどお話をさせていただいたように区長さんからの要望箇所というのは29カ所ございました。そして現在、合計で25カ所できておりました、設置がまだできていないところがあるのですね。それは私有地ですとか、そういうようなところですよ。

それで、先ほども話をさせていただきましたが、法律上設置可能な場所を選定して防災倉庫を建てさせていただきました。ですので、これから広野2区の場合には、どこにそういう場所があるか、それでそういう場所があったら、ほかのところの場所もあるのですが、それはお隣のところと一緒にやっているとかというような形で今対応していただいておりますが、そういうところもあります。それと、今言ったようにこのピンク色の中にそういう防災倉庫というのがどうなのかとか、あるいはそこのところからちょっと外れたところがいいのかとか、悪いのかとかというようなこともありますので、まだ立ち上がって間がない嵐山全域の防災組織ですけれども、それらも地域ごとに検討していただいて、より機能しやすいような、いざとなったらできるような態勢がとっていけるように、そしてこの防災倉庫についても、町のほうでもできるだけの考え方を持っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 どうも御苦労さまでした。

◇ 柳 勝次 議員

○藤野幹男議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号6番、柳勝次議員。

〔6番 柳 勝次議員一般質問席登壇〕

○6番(柳 勝次議員) 6番議員、柳勝次。議長の許可を得ましたので、通告書に基づき、次の大項目3点について質問いたします。

まず、第1点目ですが、子ども手当についての質問です。

子ども手当の総支給額は2兆2,554億円だそうです。その財源をどう確保するのかなど何かと問題の多い子ども手当でしたが、民主党公約当初の2万6,000円が半額の1万3,000円になり、いよいよこの6月から支給開始になりました。そこで質問いたします。

まず、第1点目ですが、町内における対象件数及び対象人数はどのくらいか。

そして、2点目になりますが、そのうち在日外国人の対象件数及び対象人数はどのくらいかお伺いいたします。

続いて3点目ですが、6月支給を希望するには5月20日までに申請する必要があると、去る3月議会の当初予算での説明もありました。現在までの申請者は何人か。

そして、申請者のうち在日外国人は何人かお伺いいたします。

続いて、5点目ですが、埼玉県の調査によると、子ども手当の導入に伴

い県内市町村のコンピュータープログラムの改修費用が総額で5億7,000万円かかっているとのことですが、本町では改修費用にどのくらいかかったのかお聞きします。また、申請書類はすべて手作業等で点検チェックをすると思いますが、そのための人員配置あるいは人件費はどのくらいかお聞きいたします。

続いて、6点目ですが、国は当初子ども手当全額を国で負担するとの公約でしたが、先ほどの財源不足から県、市町村にも負担を求めています。本町における従来の児童手当に対し、町負担の増減は幾らか。増減はあるのかとか、また金額はどのようになっているのかお聞きいたします。

続いて7点目ですが、県内64市町村のほとんどが6月中に支給できるようですが、早いところでは毛呂山町、越生町等で6月4日、遅いところは鶴ヶ島市の30日だそうです。本町での支給開始日はいつなのかお聞きいたします。

以上、小項目7点についてお伺いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、質問項目の小項目(1)から順次お答えをさせていただきます。

最初に、(1)でございますけれども、対象の受給者数は1,256人、児童数は1,940人であります。

次に、(2)の外国人の受給者数は13人、児童数は19人でございます。

次に、(3)の現在までの申請者の数につきましては、コンピューターのシステム上、3歳未満と3歳以上に分けてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、3歳未満で受給者数が324名、児童数が延べで694名、3歳以上で受給者数が892名、児童数が延べで3,300名となっております。

次に、(4)ですが、申請者のうち外国人13人、児童数は19人でありませす。

次に、(5)ですが、システム改修費、それから郵送料、そして職員の人件費等を試算しますと、約978万円と試算をしておるところでございます。

次に、(6)でございます。従来の児童手当の金額への上乗せ分及び中学校修了までの拡大分、これにつきましては国の負担となっておりますので、児童手当に対する町負担の増減は、基本的にはないものというふうに考えております。

最後に、(7)の本町の支給開始日でございますけれども、6月10日を予定しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) それでは、順次再質問させていただきます。

全項目にわたって質問がありますので、全体を通して質問していきたい

と思います。

回答の中では、延べ人数というような数字が出ております。これ受給者数に対して当然多くなっているのですけれども、この辺の内容がよくわかりませんので、実際に受給されなかった方がどのくらいおるのか。そして、そういう人たちに対して、町として出してない人に対して通知を出すのか、あるいは本人責任ということでそのままにしてしまうのかどうか、お聞きいたします。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず、延べ人数の考え方ですけれども、御承知のように4月から子ども手当が始まりまして、いわゆる4月、5月と2カ月分を6月にということでございますけれども、例えば4月にお生まれで申請した場合には5月からということで1カ月分の支給という形になりますので、そういう意味で延べの人数ということで、1カ月単位でしているということで、延べということでお答えをさせていただきました。

それから、後のほうの質問ですけれども、まず申請の必要な方、こちらについてはまず3月末で児童手当をもらっていた方につきましては、これは自動で、申請をすることなく、省略という形で継続をしていくという形になります。

申請が必要な方につきましては、まず新規、こちらが誕生であるとか、転入であるとか、あるいは今まで児童手当でいわゆる所得制限、あるいは年齢制限等で児童手当を受けてなかった方、こちらが新規でということになり

ます。

それから、もう一点は額の改定の申請というのがございます。こちらについては、3月末で児童手当を受給しておりましたけれども、いわゆる拡大になりまして中学2年生ないし中学3年生の子供がいると。こちらの人数が増加になる方、こちらについては額の改定という形で申請を出していただくという形になっております。

お尋ねのいわゆる申請を現在までにしなかった方へどのような対応をしていくかという形になるわけでございますけれども、こちらとしては2つ考えておりました、まず1点が、あす付ぐらいで、まず申請を出していただく、促す通知を個別に、残っている方にはお送りをしたいというふうに考えております。それから、もう一点が、7月の広報等でこちらについても周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 今の答弁ですと、何人かおられるようなのですが、実際に具体的に何人おられるのか、できたら教えていただきたい。

そして、しなかった人に対して、たしか広報等にも載っておりましたけれども、9月末までに申請すれば4月に遡及して支給されるというようなことのようにですが、それ以降の申請はまず認められるのかどうか。そして、認められる場合は支給額はやはり4月まで遡及できるのかどうか、お伺いいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず、未申請の実数を申し上げますけれども、現在で、先ほど申し上げました新規の関係が36人ほどいるかと、受給者数で。それから、額の改定のほうで10人ほど。合計で46人というふうに現在把握をしているところでございます。

それから、続いて9月末までの申請ということですが、こちらについては9月末までに申請をしていただければ、いわゆる4月まで遡及して満額を支給させていただくというふうなことでございます。それ以後のものについては、申請の翌月という形になるかというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ちょっと聞き漏らしたのですけれども、9月以降申請した場合は4月まで遡及して支給できるのかどうか、お答え願いたいと思います。お答えしていたら聞き漏らしたので、もう一度お願いいたします。

○藤野幹男議長 では、小林こども課長、もう一度。

○小林一好教育委員会こども課長 9月末までは遡及ということで、10月以降になりますと、これについての支給は遡及はございません。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ということは、例えば10月にすると10月から支給という、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 申請の翌月になるというふうに理解しています。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 申請の翌月から支給ということは、10月にすると10月はもらえないということでもよろしいようですね。

それでは、次の質問に移りますけれども、先ほどの説明で私は在日外国人の申請が、恐らく町では200人前後たしか外国人が登録されていると思うのですが、その割には意外に少ないなというふうに感じたのですが、この間の新聞に兵庫県の尼崎市では、タイの修道院や施設にいる子供554人と養子縁組しているから、証明書もあるのでといって約720万円ぐらゐの申請が出されたということが載っていました。さすがに市では判断がつかずに、厚労省に問い合わせた結果不受理にしたということが新聞に載っておったのですが、また外国人ですと、子供の存在を示す公的証明書が必要だと思うのですよね。中には、例えば中国の山奥とか、あるいは途上国では住民登録制度がしっかりしていないところがあると思うのですが、そういったことのトラブルは本町ではなかったのかどうかお聞きいたします。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず、幾つかの今公的証明というのが
あるわけですが、外国の方が、受給者が日本に住んでおって子供さ
んは外国におると。そういう場合には幾つかの条件がございまして、例えば
生計を同じくする。つまり日本からの送金、こちらが1年に今4回ほど。これ
は銀行送金の記録とかで確認をすとか、あるいは監護の確認ということで、
年に2回ほど面会をというようなことございまして、こちらについてはパス
ポートのいわゆる出入国の記録を確認すとか、今議員さんのほうからお
話がありました、もう一つ、来日前にいわゆる養育者と子供が同居していた
とか、こういう公的な機関による受給者の証明等が必要なわけございま
すけれども、幸いと言っていいかどうかわかりませんが、現在のところ嵐
山町ではそういったケースは生まれていないということございします。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) せっかく支給された子ども手当ですが、本来の目的
外に使われるのではという、そういった懸念もあるというようなこともマスコミ
等で報じております。そうした中で、本町でも給食費や保育料を長期的に滞
納されている人たちが以前にいるというような説明もありました。この手当を
そういった滞納者に対して有効利用していただくというようなことが必要かな
と思うのですが、その辺につてどう対応するのか、そして現時点でそ
の滞納者は何人いて、金額がどのくらいなのかお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず、私どもといたしましては、今お話がありましたように、この子ども手当のいわゆる用途ですね、こちらにつきましては広報等でも周知をさせていただきましたけれども、子供の成長の糧に使っていただくというふうなことで周知をまずさせていただいたところでございます。

そういった中で、特に私どもで所管いたします給食費、それから保育園等の保育料、こういったものが考えられるわけございまして、そういったものも含めて使っていただければというふうなことで考えております。

先ほどお話をさせていただきましたように、本町におきましては6月の10日に支給、基本的には振り込みということでさせていただくわけございませうけれども、今お話をさせていただきました給食費ないし保育料等の長期的な滞納者等につきましては、窓口払いをさせていただきたいという旨の御連絡、通知を差し上げてございます。そういった中で一度お支払いをして、対応等を含めて御相談をさせていただければというふうな対応を現在考えておるというふうなことでございます。

ちなみに、給食費のほうですけれども、過去5年間で延べ81人ほどおるのですけれども、金額的には145万ほどございます。このうち長期的なものを含めて、保護者数で7名ほど出しております、窓口払いということで。金額的には80万5,000円ほどという形で窓口払いのほうで対応、御相談をさ

せていただければというふうに考えております。そのほかの方についても学校等を通じながら、あるいは私どもも含めて滞納の処理に当たっていきたいというふうに考えております。

続いて、保育料の関係でございますけれども、過去やはり15年当時からで14世帯、19人ということで410万ほどございます。このうち窓口払いでお願いしたのが8人ということで220万ほどの滞納ということで、御相談をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 今回の子ども手当は、マスコミでも報じていますけれども、この目的が少子化対策なのか、あるいは景気対策なのかははっきりしないというようなところもあります。しかし、先日のやはり新聞等を見ますと、この6月に入って子供用品の企業の株が上がったとか、百貨店の売り上げが伸びたとか、そんな情報もあります。せっかく国からの支給ですから、町としてもぜひ支給漏れのないようよく検討していただいて、この景気対策あるいは少子化対策になればと、そんなふうをお願いするわけです。

そして、次の質問に移ります。続いて、大項目2点目ですけれども、AEDすなわち自動体外式除細動器に関する質問です。

去る4月の7日、大阪市において救急隊員が救急に備え付けのAEDを心肺停止の男性に3回使用したところ作動せず、男性は翌日病院で死亡し

たという事件がありました。大阪市の消防局は、正常に作動していれば助かっていた可能性もあるとのコメントを出しています。AEDの製造会社が原因を調査したところ、AED内部の電子部品が外れているのが判明したと新聞が報じておりました。

そこで質問ですけれども、本町のAED設置台数は何台あるのかお聞きいたします。

続いて2点目ですが、AEDの点検は義務づけられていると思いますが、本町ではどのように対応しているのかお伺いいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、AEDの設置台数につきましてお答えをさせていただきます。

AEDは、人が突然心停止状態に陥ったとき、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻すよう、救命の現場に居合わせたれもが取り扱うことができる医療機器であり、国がその使用の取り扱いを示して以降、急速に普及しています。埼玉県内におきましても、平成19年8月に2,649台であったものが、平成22年4月には7,005台が設置されております。

町におきましては、平成18年5月、総務課に設置したのを手始めに、平成19年6月には学校、公共施設、計9カ所に、また平成20年6月には、活

き活きふれあいプラザなごみ、やすらぎに設置し、現在では合計 12 カ所に AEDを設置しております。また、町以外でも、県や民間におきましても設置が進められており、現在 11 カ所、計 16 台が設置されておりますが、今後も普及されるものと考えております。

次に、AEDの点検につきましてお答えいたします。AEDは、薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ人の生命、健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であります。国ではこれらを踏まえ、AEDの適切な管理等の実施につきまして各都道府県、各市町村に対して通知がなされております。町では、所管課を通じ、AEDを設置している各施設に対しまして、日常点検の実施及び消耗品の交換時期の把握につきまして周知しているところでございます。具体的には、AED本体のインジケータランプを確認し、正常に使用可能な状態であることの確認、消耗品の交換時期を設置箇所の見やすい場所に表示し、日ごろから把握するよう努めております。

なお、町でリースしております機種につきましては、電極パッド及びチャージパックを1年6カ月ごとに交換すべく、当該期間到来前に業者から自動的に送付されるシステムとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 点検は確実にしておるようですけども、先ほどの

大阪の消防局の話でも点検不足だったというようなことが載っておったのですけれども、その対策として毎日必ず点検するというようなことが載っておりました。これは消防局だから、あるいは消防署だからできるのかなと思うのですけれども、今の回答ですと何かチェックできるような方法がAED自体についておるのですかね。要は電球の交換時期等は表示してあるというようなお話でしたけれども、チェックをしておりますというようなお話ですが、チェックしておりますというのは何も記録が残らないわけですよ。ですから、よくいろんなところで、例えば清掃しましたとかなんとかという話もありますけれども、そういった記録用紙がやはり、きょうはチェックしてます、昨日もしていますというような、チェックしたら必ず記録を残すということが必要ではないかなと思うのですよね。ただ、しておりますだけではなかなかそれが生きてこないと思うので、そういうことが必要だと思うのですけれども、その辺についての考え方をお聞きいたします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 町のAEDにつきましては、すべてリースでございまして、市の職員が直接点検をするというふうなことになっております。議員さん御指摘のように、必ずしも適切な管理が行われていない例もあるというふうなこともございまして、本年の5月に厚労省通知が町にも参りました。それを受けまして、5月28日付で町のAEDを管理している方に対しまして、適切な管理について改めて総務課のほうから通知を出させていただきました。

御質問にございましたように点検担当者、この方が日常点検、毎日点検をしてもらいたいと。それから、消耗品等については、その使用の期限をわかりやすいところに表示をしてもらいたい。そういうことを中心にした通知でございます。その記録を残すというふうなことは非常に大事なことでございますので、御提案をいただきましたことについて実現すべく、今後検討し、努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 質問のやり方、仕方がちょっと私が悪かったのかもしれないですけども、職員という形でやっていただくということで、確かに役場に関してはそういうことだと思っておりますけれども、ほかに16カ所あるというような回答でしたけれども、ほかのところはそういう形をとられているのかお聞きいたします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 町の関係している施設は12カ所、12台、それ以外に、例えば国、県の施設ですとか、あるいは病院ですとか、あるいは福祉施設ですとか、それが全部で町内に11カ所、16台設置がございます。こちらについては埼玉県に登録をする義務がございまして、埼玉県のほうから直接この施設の管理者に対しまして、適切な管理の実施についてという文書が、そちらから行っているというふうに承知しております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) では、町で管理しているのが12カ所ということで、その12カ所にすべてそういうふうなインジケーターですか、インジケーターのランプがついていて、それを毎日どなたかが点検しているという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 町の管理しているAEDにつきましては、すべてリース方式、同じ会社からのリースでございまして、同様にインジケーターの管理を職員が、あるいは教職員が実施をしているというようなことでございます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 過去に設置してある中で、なかなか、私も一応講習を受けているのですけれども、実際に使用するというと勇気が要るなと思うのですけれども、過去においてこの16カ所ですか、一般の人たちというか、講習を受けた方たちが実際に使用したことがあるのかどうかお伺いいたします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 AEDの過去の実施例ということでございますけれども、町の12カ所、12台については、これまで使用したことはございません。ただ、昨年1年間、嵐山分署においてその実績が2件あるというふうに聞いております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) けさも入りながらちよつと見たのですけれども、確かに役場の玄関のところにAEDありますよというような、そういう表示はあるのですけれども、実際にAEDはどこにあるのだろうというのが我々にちよつとわからなかったのですよね。ですから、できれば、職員に聞けばわかるような方法なのか、そういった具体的に、例えば駐車場でだれかが倒れちゃったと。そういったときに、たしかAEDが庁舎内にあったというときに、どこへ行けばいいのかというのを何か表示しておいたほうがよろしいのではないかなと思ったのですけれども、その辺についてどうお考えかお聞きいたします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 AEDの設置につきましては、玄関の自動ドアのところに、この施設にAEDがある旨は表示してございます。具体的に駐車場で町民の方が倒れたと、そういった場合の対応でございまして、町の職員全員が普通救命講習、平成19年から全員が受講しております。倒れているその状況にもよりますけれども、まず意識を確認をし、その状況によって直ちに119番通報をし、町にいる保健師にも来ていただく手配をして、心肺停止の状況にあるというふうなことが確認をされればAEDを総務課のところに1台ございます。それから、健康増進センター内にもございます。その場所によってでございまして、一番最寄りのAEDを持ってきていただ

いて、そして救急車が来るまでの間、人工呼吸等を行いながら救急車が来るのを待つと。そういうふうなことが普通救命講習で我々が受講している内容でございます、こういったマニュアルに沿ってやっていくというふうなことになると思います。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) いや、私はそういう質問ではなくて、万が一何か起きたときにどこへ行ったらいいのか、そういう説明書、例えばAEDが表示してあるところに、万が一のときは職員に連絡してくださいとか、そういう表示が必要ではないかとお聞きしたのですけれども。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 大変失礼いたしました。AEDの利用方についての表示のことについては、ちょっと早速検討させていただいて善処したいと思います。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) AEDは本来ならば使わないほうが一番よいわけですが、こうした高齢化の時代です。使わざるを得ない状況もあると思いますが、点検管理をより以上に徹底していただいて、万が一のときに備えるよう希望して、次の質問に移りたいと思います。

大項目3点目ですが、LEDすなわち発光ダイオード電球に関する質問で

す。

LED電球は、従来の白熱電球に比べ、消費電力8分の1、寿命も約4万時間で40倍もあると言われております。価格も需要が拡大するにつれ、安価になりつつあります。初期費用は高いですが、トータル的に見ればコストメリットがあります。現在、環境問題がクローズアップをされている中で地球温暖化対策にもなります。

そこで提案ですが、本町の公共施設の照明灯や街路灯など、すべてLED電球にかえるよう提案しますが、考え方をお聞きいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 LEDについてお答えをさせていただきます。

LEDは、1996年、実用化されて以来、年々性能が向上し、省電力、省エネ効果等から白熱電球やハロゲン電球にかわり、照明用途への商品化が急速に拡大をしているところであります。

現在のところ、LEDに適した照明としては、間接照明、ダウンライト、スポットライトへの使用が適しているとされておりますけれども、最近では直管蛍光ランプ型LEDも開発をされ、今後ますます普及するものと考えられております。

しかし、日本電球工業会の調査によりますと、既存の蛍光灯照明器具に接続をして使用することをうたった直管蛍光型LEDは、性能面、安全面とも

蛍光灯の代替品としては不十分であるとの評価があり、普及はこれからとされております。

現在、公共施設で使用している照明のほとんどは蛍光灯であり、電球をかえるだけで対応可能な発熱電球やハロゲン電球はわずかであります。仮に蛍光灯をLED化すれば、照明器具ごと交換しなければならず、莫大な費用がかかることから現時点でのLED化は考えておりません。

しかしながら、照明のLED化は省エネ効果、地球温暖化対策の面から非常に有効な手段となっていることから、新たな施設を建設する際には導入すべく検討をしております。また、今後技術の進歩により製品の性能向上あるいは安全性並びに性能面での有利性が確保されてくれば、既存施設につきましても積極的に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 私もちよつと勉強不足でして、簡単にLEDにかえられるのかなと思いましたが、今の回答のように照明器具からやるとなると大変な費用になると思うのです。

先日この一般質問を出した後、パトロールセンターでちよつとお聞きしたのですけれども、うちの近くの菅谷神社の近くに新たに街路灯を設置したのがLEDだそうです。試験的にやったということなのですが、今の回答ではこれからそういうふうに、新設のものには順次やっていきたいということのよう

ですので、非常にいいことだなというふうに思いました。

そこで、今年建設の予定されております例の(仮称)ふれあいセンターですね、委員会等のほうからも、後から後から設計変更的なものが出ておるので、大変恐縮なのですけれども、このふれあいセンターの照明計画はどのようにになっているのか。そして、もし従来のようにハロゲンとか蛍光灯になっているのだったら、やはりLEDに変更が可能なのかどうか、もう設計の決定した後で大変恐縮なのですけれども、できればかえていただければとそんなふうに思います。考え方というか、現状をお聞きいたします。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

新しいふれあいセンターのほうにということですが、その前に、今のところについている場所があるということでしたが、あるメーカーからの申し出がありまして、それで試験的にどういうことになるのか、安全性ですか、あるいは性能面をちょっと試験してみようということ、つけたということでございます。それだけでございます。今現在考えているのは。

それで、ふれあいセンターのほうですけれども、内部の建物についてはすぐつけられるといたしますか、そういう検討がまだされておりませんで、外の水銀灯、これをLED化していきたいというふうに考えておりまして、そのほかの場所についてはLEDに変更したほうがどういうことかというようなことも、

今後検討をしていきたいというふうに思ってます。というのは、今ついている器具があるわけですので、それらがどういうことになるのか、ふれあいセンターに今ついているもの。それらをかえられない、あるいは新しくつけるということがどういうことか、そういう交換したほうがいい場所があるかどうかということも含めて、検討していきたいというふうに考えてます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 町では今年度から来年度にかけて環境基本条例あるいは地球温暖化対策条例を一応策定することになっております。しかし、温暖化は今、日に日に進んでおるわけですが、待ってられないわけです。我々一町民、一国民として、とにかくできることからやっていかなければならないと思っております。そういった意味から本町での温暖化対策に対する基本姿勢として、町民の方たちに、私は電気メーカーからお金をもらっているわけではありませんけれども、町民の方たちに対してLEDの電球の利用促進、そういったことを啓蒙していく必要があるかなと思うのですけれども、そのことに関しての考え方をお聞きいたします。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり地球温暖化に対する対応というのは、それこそ先ほどの話ではないですけれども、待ったなしでございまして、やれることから早急に手をつけていかなければいけないわけでありまして、そういうことを考えますとおっしゃるとおりでございまして。町でも条例をつくってい

く過程の中で、検討を町民の皆さん方にさせていただくわけですので、それらの中でこういった電灯あるいはそのほかのことについても、地球温暖化についてのしっかりした取り組み、そういうものが町から発信ができるものがあるとなれば、そういうものしっかりやっていきたいなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 先ほど言ったように基本条例とか温暖化対策条例、これは恐らく来年度になると思うのですよ。その推進計画といったらもっと後になると思うのです。今言ったようなお話は、その推進計画の中に入ってくると思うのです。ですから、それはそれでももちろん必要なのですけれども、その前にもっと、先ほど言ったようにできることからってということで、広報とかあるいはホームページに、ぜひLEDの電球を利用してくださいというような町としての基本姿勢というか、それがこの嵐山町が温暖化に取り組んでいというようなPRにもなるかと思うのです。そういうことが即できるかどうかお伺いいたします。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと答弁がおかしかったかもしれませんが、条例は条例、そして計画は計画で進めてまいりますけれども、そのほかその前にできること、今できること、それらについてはしっかりできることを取り組んでいきたいというふうに思っております。LEDもそのような考え方で進めていきたいと考えております。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 町の基本姿勢としてそういうふうに取り組んでいただけるといふことで、非常によいことかなと思います。緑と清流の町嵐山といふふうに、それにふさわしい町になることを希望いたしまして質問を終わります。

以上です。

○藤野幹男議長 どうも御苦労さまでした。

この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 3時01分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 渋 谷 登 美 子 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日最後の一般質問は、受け付け番号5番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番(渋谷登美子議員) それでは、一般質問を始めます。

一応全部で5問なのですけれども、5問を全部済ませたい、とりあえず質問をやってみたいと思いますので、時間を配分していきます。

まず、1番目ですけれども、自治のあり方についてです。

(1)ですけれども、町長には自治基本条例制定は町民の公共意識の醸成ができるのを待って行うという判断がある。これはあらかじめ言っておきますけれども、反問権で、これはいつそんなことを言ったと言われると困りますので、私の質問、それから川口さんの質問、それから河井さんの質問、それぞれまちづくり基本条例、自治基本条例制定のことについて質問したときに、地域経営の問題と、それから公共意識の醸成、住民の公共意識の醸成を待って行うというふうにお答えをいただいているので、私はそれをいつになったら公共意識の醸成ができるという判断があるのだろうかと思っておりましたので、そのことです。

町民の公共意識は、いまだに自治基本条例制定に必要な水準まで醸成されていないのか、また町長の町民の公共意識の醸成基準はどこにあるのか伺います。

2番目です。町民の公共意識の醸成の働きかけの町の評価並びに今後の全世帯に対して公共意識の醸成の働きかけの手法について伺います。

3番目です。新たに必要とされる公共サービスの担い手の育成についての考え方を伺います。

4番目です。長の任期中に自治基本条例制定の考え方があるのかどうか伺います。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。できるだけ短く答えさせていただきますよう努力いたします。

最初の自治基本条例制定について、地域にそういうあれが醸成をされているかということでございますけれども、これは再三言っておりますし、私もそういう考え方でございますので、確かに言っております。

そして、この醸成意識というのは何なのかということでございますが、醸成の基準というのはこれといった明確な数値があるわけがありません。しかし、この自治基本条例が必要だという機運の盛り上げ、これについては町といたしまして情報の公開や情報提供に現在でも力を入れているところであります。

そして、審議会の委員の公募、また会議の公開等も既に行っているところでありますけれども、審議会委員の公募を行ってもなかなか定員に達することがない。定員に達するにつきましても、過去に委員になられた方、あるいはほかの委員になっていらっしゃる方が重なってなっております。すべてとは言いませんけれども、いわゆるそういった方々が多いというのが現状であります。ですので、特定の方々ではなくて多くの町民の声というものがぜひ必要だということでありまして、私にそういう考え方がいまだにまだ強く伝わってきていないというのが現状でございます。

さて、現在策定に着手をしております第5次の総合振興計画、これらを見据えて最終的に基本条例も位置づけていかなければという基本的な考え方は持っておりますけれども、期限を別に決めているわけではございません。

公共意識の働きかけの手法ということでございますけれども、要するに自治の意識を持っていただくということです。何々を自分の考え方で、あるいは自分のやり方で応援できるよ、やれるよというようなことであるわけです。そのためには町民の方にいろんな情報を提供する、これが第一だと思うのです。情報の提供、そして動いてもらう、働いてもらう、知恵をかしていただく、汗を流していただく、そういう人たちの気持ちよく活動できるような体制、そしてそういうことをほかの地域ですとかほかの市町村でそういうことが成功している事例があるとなれば、それらもしっかり提供して、情報を提供していく中で意識の共有というようなものを図っていきたいというふうに考えております。

それから、公共サービスの担い手、同じようなことですが、ボランティア活動ということで、嵐山町でやっていただいている個人、あるいはグループというのは、ほかの市町村に比べましても決して引けをとらない形で協力をいただいております。

ボランティア活動につきましては随分前から話題になっているわけですが、それらをしていただく、やってやるよ、できるよというようなことを思っている方、あるいはこういうものが必要だよ、欲しいよというコーディネ

一ト、コーディネーターが一番不足しているのではないかなというふうに思っております。実際助け合いの中で、地域の助け合い運動といいますかそういう中で、実際ある地区ではそういうことに手をかせる人、あるいはかりたいと思っている人、そういうもののアンケートをとりまして、実際動いているわけですけれども、一番やってみて大変だというのがコーディネーターなのですね。こういうことをやってもらいたい、いや、こういうことをやるよと言っているのだけれども、その仲立ちになる人がなかなか大変だと。そういうことで、これから町ではコーディネーター、これをどう育成をしていくか大きな課題であると思っております。

また、最後4番目でございますけれども、先ほども申しましたように、いつというふうに決めているわけではございませんけれども、総振の中では方向をつけていきたいというふうに考えております。期日は決めているわけではございません。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 自治基本条例の問題をここに出すのに、今回一般質問をするに当たっては、議会基本条例をつくる中で、議会基本条例が自治基本条例の中に入っているということ、議会基本条例だけが先に先行しているところと、二つの作り方があるということがわかってきました。

ニセコ町が一番最初にまちづくり基本条例をつくったわけですけれども、

それを見てもみますと、ニセコ町というのは4年に1遍まちづくり基本条例を改正しているのですね。今回が第2次改正で、その改正の過程というのが書いてあったので、おもしろいなと思ったのですけれども、第1次改正で議会を入れてきました。第2次改正で、実はまちづくりの中に子供の意見をどう反映させていくか、子供の計画をどう入れていくかという、ニセコ町というのはおもしろいところで、私はこんなところだからもっといろいろ女性も入っているのだらうなと思ったのですけれども、議会には全然女性がいない。だから、まず議会に女性を入れるということは難しいので、審議会にアファーマティブアクションをしていこうというふうな形のものが書いてあるのですけれども、そのニセコ町の中で特におもしろいなと思うのは、情報提供ではないのですね、情報共有です。情報を住民と行政と一緒に共有していくということと、そして自治をどうやってつくっていくかということが書いてあって、第2次改正をしていく中で考えているのがすごくおもしろいなと思って読んでいたのですけれども、まちづくり基本条例をつくっていく中で公共意識の醸成というか、そういうふうなものができてきて、そしていろいろな思考をするのですね。つくっていく中で思考していく、その中でいろんなことができていって、まちづくり基本条例ができていくわけなのですけれども、私自身は今の町長のお話を聞いていますと、まだ今のままではどんなに頑張っても審議会の住民の公募の参加というのは少ないだろうと思います。

ニセコ町の中でおもしろいなと思ったのは、公募枠の方を何回も出してく

るのは、それは構わないだろう。だけれども、役所方の指名、町のほうから指名するのが重なっていくのは問題ではないかという形になっていて、すべての住民の方がというのは、私もそう思うのですけれども、例えば意見を出したい方は個人として意見を出すのであって、議会とは全然違います。議会は住民の代表なのですけれども、町民は個人として意見を出していくのだから、それを制限してはいけないだろうというふうな考え方が、ニセコのまちづくり基本条例の中にあるのですね。

そうすると、もうそろそろ私は、まちづくり基本条例というか自治基本条例を嵐山でつくっていくという過程の中で、そして町民の公共意識の醸成というのを、私は公共意識の醸成を図っていくという言い方が、という考え方が、上から目線でとても気になるのです。一緒につくっていこうという感覚になっていかないと、町民の方は一緒に本当に町政に参加していかないだろうという思いがありまして、ですからここでもうまちづくり基本条例は、町長の少なくとも任期の間につくっていくというふうな形のものを出していただければ、そのほうがありがたいかなと思っているのです。嵐山町でも議会基本条例という中で、どんな形の議会基本条例になっていくのかわからないのですけれども、試行を重ねながら、今も一般質問で一問一答してみたり、いろいろな形をつくっています。

そういったことが大切で、そしてやっぱりまちづくり基本条例も、これは4年に1回必ず見直しをしていくというのが入っていて、そのときそのときに時

代に合ったものにつくっていくので、人が入っていく。今回は、ニセコの場合は第2次補正で子供にも意見参加をする何らかの手法をつくっていく。子供議会なりなんなり、まちづくりの中に子供の意見が入っていく手法をつくっていくというのが、改めて、改正で出てくるのですね。女性の意見もそこに、審議会もアフーマティブ、審議会に片方の性に偏らないようにするというのが入ってくるわけです。そういった形のものが、見直し見直しをしながらやっていくことで皆さんに働きかけていく。

それで、公共意識の醸成基準というのを改めてつくっていくという形で、基準はどこにあるのかではなくて、そういった形の公共意識の盛り上がりというのをつくっていくべきだと思うのですが、その点について伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ニセコの話をしていただきました。地方分権の一括法が出て、そしてそのところでこのニセコの条例ができました。そして、全国的にこれで広がりを見せてきたわけですが、その中で今議員さんおっしゃった情報の共有をしているというのですね、ニセコの場合には。この情報の共有というのができれば、条例制定というのはスムーズにいくと思うのです。しかし、なかなかそのところにはいかないの、情報の提供を今して、それでお互いに意識づくりをしていただいて、それをつくっていきたいというふうに思っているわけです。

それで、そのところでまちづくりを見直しをしていく、ニセコの場合には

見直しをしていくのだと、こういう形でこうなのだということでございますけれども、それが本当に理想的だと思うのですよ。それが共有をされてきて、このところまで進んできたから、今度こういうふうにいこうということだと思うのです。ですから、その話の中で、こういうところを考えていこうではないか、これはできたよな、今度はこういうふうにしようよなということに進んでいくのではないかなというふうに思っているのです。

ですので、くどくなりますけれども、情報の提供を今一生懸命やっているところで、それには審議委員の公募ですとか会議の公開ですとか、いろんな形のやれることを今、さっき議会のあれという話がありましたけれども、町は町としてやれることを今やっていて、そしてそういうものの体制ができる準備をしているところでございまして、そういう状況でございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 以前ですけれども、ニセコ町の予算書というのをお見せしましたよね。こういった情報提供というのは、全然嵐山町でできていないですよ。ここはすごいなと思っているのですけれども。これがあって初めてこういったものがあって、嵐山町でどのように予算が使われていて、実際に公債費はどうなっていくかというのが、すごく丁寧に書かれてあるわけです。私たち議会の有志で、予算の説明会をしました。なかなか難しいなと思ったのですけれども、ほかの町でどういうふうな形でやっていくかという、やはりこういったものは行政が出しているのだそうです。行政が出してい

て、初めて予算の説明会というのか、絞った問題を出して話ができいくというふうな話をしていました。

情報提供というのは、情報共有にしても、これは余りに嵐山町の情報共有は働きかけが少ないなというふうに思っています。子育ての今回ですか、次世代育成計画なども見せていただきましたけれども、実際に次世代育成計画についても、作り方もかなり、従来と大して変わっていないやり方だなというふうに私は見て、実際にかなり一生懸命パブリックコメントも出してみたのだけれども、何だパブリックコメントが全然生かされていないではないかというふうに思いました。

特に思ったのは、ニセコの場合だったら、情報パブリックコメントで出したら、パブリックコメントに関してこういうふうになったというのが必ず出されているのですね。そういったものが情報共有なのであって、嵐山町の場合は一方的に情報提供だけして、町民の方と情報を共有するという働きかけは、まだないですよ。私はそう思っているのですけれども、その点についてどのようにお考えか伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 働きかけが少ないということですがけれども、それは議員さんの認識かもしれないし、町としては一生懸命情報発信をしているわけなのですよ。

それで、ニセコの今の予算書の話がありました。それで、以前見させてい

いただきました。それで、嵐山町でもあれから予算書の作成が2回変わっていると思うのですよ、今のやり方に来るまで。それというのは、今の状況の中で変えられるものは変えて、説明しやすい、わかりやすいような形には変えてきているわけなのですけれども、なかなかそのところまではいけないのが残念ながら、そのところにいついていないのは残念なのですが、働きかけをしていないと一概に言われてしまうとちょっと残念なのですが、少ないと言われないようにこれからも一生懸命努力をしていきたいと思いますが、いろんな形で、先ほどもちょっとホームページの話もありましたけれども、いろんな機会をとらえて町の状況がわかっていただくようなものは、予算も使って変えてきているつもりでございますので、具体的にいろんなことがある中でご指摘いただけることがありましたら、また聞かせていただいて、そういうものを変えられるものについては変えていきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。しつこくなって申しわけないのですけれども、これつくるのにどのくらいかかるか、200万ぐらいかなという話だったのですね。これ1つで随分いろんなことがわかるので、これ絵が出ていますよね。議員の有志でこれをやろうと思ったら、これは難しいのです。でも、これ1つあったら、大体のことは、予算のことに関しては住民、ほかの宮城県の話なのですからけれども、ほとんどこれと同じものを町長が交代したときにやったら、ほとんど住民の方がこれでわかって、そしてあとスポット的

な一般会議という形に議会との関係は変わってきたというふうに言っています。そこで、町民の声が反映できるようになってきてというふうな形になってきていますので、私はもっと、予算書は変わったとしても、住民への提供方法ですね、予算書は議会のものであって住民への提供ではなくて、これは写真もついていて本当に、もっともっというろんな形で出ていると思うのですけれども、昔のものですからまた違うものがあると思うのです。そういった働きかけは少ないと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今もお話ししましたように、働きかけが少ないと言われなような形で、いろんな機会をとらえて、やり方を変えたりするものがあれば、変えられるものがあれば変えていくし、そういう形でこれからもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうすると、これは2番目にかかわってくるのですけれども、2番目でもそうなのです。公共意識の醸成の働きかけの仕方ですよね、こういったものが。例えば、パブリックコメントのとり方にしても次世代育成計画の問題にしても、これでいいのかなというのを私はこの前ちょっと見ていて思ったのです。もう少し別の方法があるだろう、そしてそういったものに対する聴取の仕方が違って、また住民の方から聞くには、もう初めから決まっていて、自分たちがどんなに意見を出しても、もうある程度

の線が決まっているから無理なのではないのですかというふうに言われたことがあります。そういうふうな思いをさせるような今の考え方が、町の動き方があるかなと思うのですけれども、その点についていかがでしょう。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 パブリックコメント一つとっても、なかなか気持ちが通じないような状況になっていますよというお話ですけれども、同じパブリックコメントでも(仮称)ふれあいセンター、こちらのパブリックコメントのとり方のときには議員さんからも褒められたわけなのですが、なかなかすべてが100点満点というわけにいかないのが残念なのですが、いろんな形で、褒められるような情報を出し、受けられるように、これからもちょっといろんな機会に気を使いながら、ご指導いただきながら、取り組んでいきたいと思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 今の問題、ちょっとこれは次に出そうと思っていたのですけれども、嵐山町の年齢の問題がありますよね。こちら、私もこれをつくってみて、これは本来今日は出そうとは思っていなかったのですけれども、おもしろいなと実に思っていて、それでやっぱり嵐山もほかの市町村と同じで、非常に厳しい状況にありますよね。特に小学校へ行く前の年齢人口の中にあるのですけれども、やっぱりどこも60歳から65歳、団塊の世代の部分が一番大きいわけですが、でも、その部分が頑張って公共意識の醸成を図っているわけですよね。でも、それ以前の若い人たちというのは、

なかなか入ってこられない。

これに関してちょっと見方を言いますけれども、この大きいほうは、高齢者の施設の部分は抜いてあります。高齢者施設の人数は抜いて、そしてつくってあります。こちらのほうは高齢者ではなくて、全世帯のもの、抜くことができなかつたので全部入っていますので、七郷小学校区のほうは若干変な感じになっていますけれども、多分障害者の福祉施設も入っているので、それを抜いて、各家庭に実際に住んでいらっしゃる方と同じようなグラフになるのだらうなというふうに考えていますけれども。そうすると。嵐山町で若い人に働きかけるというのは今後どのような形で、全世帯への公共意識の醸成の働きかけですけれども、どのようにお考えになるのか、これが一番ポイントですよ。それはどのようにお考えになっていくのか伺います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 若い人というだけではなくて、すべての町民に働きかけをしていきたいと思っていますね。それには、私はお世話になって6年目になるわけですが、最初るときから地域コミュニティー事業というのをしっかりやっていきたいと思いますので取り組んで、協力をしていただいています。それには、PTAでもそうですし、私がいろいろお世話になった商工会でもそうですし、いろんところで情報が届きやすい人となかなか届かない、どうやっても届かないという人ができてしまうのです。それにはどうしたらいいかということを考えたときに、やっぱり地域の小さい単位、向こう三軒両

隣的な小さい単位が最後のよりどころになってしまうのかなというふうに、自分では基本思っているのです。

ですので、その地域の醸成、交流の濃密さ、そういうものが生きてこないとなかなか情報は通じていかないかなというふうに思っています。特に安全安心で見守り活動をやっているわけですが、年配の皆様方というのは大変多く出ていただいているのです。それで、その中から時々批判的な意見が出るというのは、自分たちの子供が見てもらっているのにPTAのいろんな形の協力の度合いが少ないよという意見が出てくるのです。それというのは、今いろんな形で、働き盛りであったりいろんな状況があるわけですから、そういうのはもうわかっているわけですが、やっぱり余り少ないとそういう愚痴も出たり、意見も出たりしてくるわけですが、そういったなかなか意見が通りづらいものについては、町から一元的に何かを流してもなかなか通じない。それには地域と一体となって連帯をしながら、そういうところにも働きかけをして、情報が通じていくような形をとっていきたい。それにはそういう中で、おっしゃるように情報の共有というところに行くのではないかなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 情報の共有なのですけれども、私は今の形で年長の方が一生懸命いろいろお世話をして、そしてその中に若い人がそれに参加していくという形だと、やはり無理があるのではないかなと。非常に参

加しにくいような状況がどうしても出てきていて、それを若い人が主体的になるような形の方法を考えていけないといけないのに、それができていないので問題になっているのではないかなと思うのですけれども、その点についてはもうちょっといろいろな仕掛けが必要だと思うのですけれども、その仕掛けについてはどのようにお考えになりますか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 仕掛けというのをいろんな形でやらせていただいていると思うのです。しかし、それは本当に成果がなかなか出ないのです。というのは、私のところは菅谷1区というところなのですが、そのところでも子供会の動きなんていうのは一番少ない、弱いのです。それで、子供会と、それから高齢の老人会の皆様と一緒にやる事業というようなものも、うちの町内でもやっているのですけれども、なかなか子供会だけで何かをやるとかいうようなことというのが少ないような感じを地域の地区の役員さんおっしゃっているのですね。というのは、何が原因で、何がどうなのかというのはちょっとわからないのですけれども、確かにおっしゃるような状況というのはあるのです。

届きにくい、言いにくい、例えばさっきも何か出ましたけれども、運動会に若い人が出方が少ないですとか、いろんな話があるわけですし、そういうものをどういう形で意見が届くように、お願いが届くようにしていったらいいのか、こういうのを確かに見れば、確かにこういう状況にもなっているわけです。

から、そのところに働きかけをしないことには、地域のものというのは動いていかないというのはわかるのですが、苦慮をしているところでございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ここで余り時間とりたくないのですけれども、例えば菅谷1区ですと、子供、年少人口は21人です。そうすると、21人中で親というのは何人くらいいるのかなと、10組くらいかなと思うのです。そうすると、やっぱりその中で話をしようというのは、非常に無理があるという感じがします。そのところで、区での地域計画というのはかなり、若い方にとってはつらいものがあるのではないかなというふうに見ていて、もう少し地域経営のあり方も変えていかないと、もっと柔軟な形で動けるような形にしていかないと、各区でのコミュニティーというのは難しいのではないかなと、この菅谷の場合ですよ。人数的にやっぱり無理があるというふうに思いますけれども、菅谷1区の場合は。

それで、伺いたいのですけれども、それを踏まえてあえて言うのですけれども、町長の任期中に自治基本条例制定の考え方というのは、第5次総合振興計画の中に入れたとしても、任期中につくっていくという中で、皆さんと一緒に嵐山町を新たにつくり直していく、自治へ住民の皆さんの参加をどういうふうに図っていくかというのをつくっていくというふうな期限というか、そういったものはお考えになりませんか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 地域のコミュニティーをしっかりと図っていきたいということで、そのご協力を地域の皆様方にやっていただいた、その成果が出てきている。それは実際にボランティアのところに参加をしていただいている安全安心から教育の関係から、いろんなどころに出ただけのそういう人たちの多さ、そしてそれらの成果というようなものを見ても、本当に協力をしていただいているなというふうに思っています。

しかし、そのほかで、おっしゃるようなところまでは届いていない部分もあるわけですが、それらを踏まえて自分の任期中ということでございませけれども、任期といってももう半分来ているわけでありまして、残されているところは少ない。そういうことに、任期中に無理してという考え方というのは最初から持っていませんで、公共意識の醸成というものを見ながら皆さんで、おっしゃる意識の共有ができる時期でないをつくっても意味がない、成果が上がらないのではないかなというふうに基本的に考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これ以上言ってもしょうがないので、次にいきます。また後で、また別の時間にやりますけれども。

北部地区の活動の拠点づくりについてなのですけれども、現庁舎は南北に長い嵐山町中央に位置づけるという目的のために位置が決まっています。これは平成7年かな、もっと前ですよね。これから、及び将来の少子高齢化社会を予測すると、北部地区に町民の活動のための拠点施設が必要であ

ると考える。これは総距離でここら辺まで5キロ、もっとありますよね。それを考えるということなのですけれども、そして近い将来、農業構造センターを第2の(仮称)ふれあい交流センターとして位置づけ、郵便事業だけでなく出張所機能、生涯学習事業等子育て支援事業等も一定程度併合できるような機構改革が必要であると考えます。

1回目の提案ですけれども、考え方を聞くということですが、これを見ていただくとわかるのですけれども、七郷小地区こちらのほうが一番、小学校区の年齢図というので見ると、これが三角のが総人口ですよね。やっぱりまちづくりをしていく非常に厳しい状況にあるなというふうなのを感じます。

特に問題かなと思うのは、実際の人口というのは2,900ぐらいなのですね、今。全部足すと3,200 幾つなののですけれども、実際の家庭に住んでいらっしゃる方の人口というのは2,900 強かな、そのくらいになります。それを見て、さらに思うのは、この中で高齢の方がだんだんふえていって、買い物に関しては多分今はベイシアができていますので、あちらのほうを回れるのだろうと思うのですけれども、交流の拠点が無いというのか、嵐山町のふれあい交流センターまで来るといふ形だと、北部地区の持っている特性というのですか、それはなくなっていくような感じがしてくるのですよね。

特に、北部の場合は谷津田とか、そして里山の雰囲気はまだ残っていませんし、そういったものの中のまちづくりというか住民の関係があるのだと思うのです。それを大切にするためには、ある程度の公民館事業、文化事業的

なものも、ふれあい交流センターで行うよりはそちらの北部地区のほうに拠点を移していきながら、一緒に第2のふれあい交流センターという形でやっていったほうが、北部地区自体は活動の拠点として盛り上がるのではないかなというふうに思うようになってきました。

特に、東松山の市民活動センターをこの前視察に行かせていただいて、それははっきりそのように感じました。その中でまちづくり、北部の独特な越畑のほうの獅子舞ですか、それから古里のほうにも獅子舞があったり、そういったものを盛り上げていく形で、北部地区の文化事業的なものをしながら、出張所機能もあったほうがやりやすいかなと思うのですけれども、その点について。これは第1回目の提案なので、考え方を伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 七郷地区の話です。

児童館のときに中心部に1カ所あったのでは足りないでしょうと、ですから小学校区に、いや小学校区ではなくてもっと狭い範囲で必要なのだよという意見があるわけです。ですので、議員さんおっしゃるように、交流センターが北部にもあったほうがこれはいいと思うのです。それで、そのときに思うのが、こういう形で人口が少なくなっていくって、偏った形の人口構成に、人口構成もそうだし分布もそういう形になってくるわけですので、そういう中で公共施設というのをこれから人口減少、人口分布がこういう形で急変する中で、

どういふふうにしていったらいいのかというのが大きな問題が1つあると思うのです。

そういう中のご提言だと思うのですが、それで1つ、これは65歳以上のひとり暮らしなのですけれども、駅を中心に1キロ範囲の中に286人で82.2%の65歳の方が住んでいるのです。後でまたこれ差し上げますけれども、駅を中心に1キロです。ですから、こっちのほうでいくと志賀2区が一番川袋橋あたりのところまで、それで大体286人というのが82.2%、その中に入ってしまうのですね。そうすると、そのほかのところの人たちが62人なのです。ですので、こういうようなことも考えていく中で、こういうことも考えながらどういふふうに公的施設を配置をしていったらいいのか、そして一番問題なのは、人口がこれだけ急減をしていくわけですから、公務員の数というのはどこまで許されるのかというのがあるのです。

今の人数の中で今の公務員の数に許されてあるわけですが、これが減ってきた中で今の体制を維持をしていったらいいものなのか、あるいは減らさなければいけないのかということになったときに、これから予測をされる行政のサービスのどこのところが減らせるのか。そして、ふやさなければならぬと思うような新しい公共というような話がありますが、そういうようなことも考えたときに、公務員の数、人の数、これとどういふ形で折り合いをつけていくのか、そのところに公共の場所をどれだけふやせるのか、ふやすことができないのか、そういうことも考えていかざるを得ない状況に差しつか

ってくるかなというふうに思っています。基本的には議員さんおっしゃるように、場所がふえるということは、いいことだなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 公務員のあり方になりますけれども、私は余り新しい公共施設という考え方ではいきたくないのですけれども、もうそうせざるを得ない状況にはなっているなというふうに思うのです。

それは、だから最初のほうに言う新たに必要とされる公共サービスの担い手の育成にもかかわってくると思うのですけれども、やはりそこに、これは北部のほうに一定度持っていかないと、多分人が交流できないというか荒れ地が、北部のほうはまだしっかりした団塊の世代というか、比較的皆さん頑張っていらっしゃるので、まだそれほどまでというふうな感覚があるのですけれども、將軍沢とかそこまでは荒れ地が少ないなというふうな感じで見ているのですけれども、それがだんだん、だんだんそこに拠点を置いて文化的なものをしっかり持っていかないと、だんだん、だんだん里山が荒れてくるのではないかというふうな思いが非常に強くて、そこでここに持ってくる何らかの方法が必要であるというふうに1つは思っています。

もう一つは、住民への公共サービスですね、もちろん。それから、文化の問題。ですけれども、具体的な国土の問題、環境の問題としてそこは持ってこなくてはいけない部分だろうと思っていて、そこについての考え方はバランスをとらなくてはいけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりで、問題意識というのは全く私もそのように思っています。

里山というのは、本当に嵐山のこの原風景というのを維持をしていくというのは本当に大変なことで、農業者の皆さんとの集まりのときは必ずその問題が出てまいります。それで、今の状況の中で堀を守り、あぜを守り、草を刈り、沼を守り、小道の維持管理をしていく。いろんなところでやっていかなければ、この嵐山町の環境というのは維持ができないわけであります。

しかし、その中でどんどん、どんどん人口が減ってくる、それでしかも今農業を、環境を守っていただいている多くの人というのは 65 歳、70 歳、75 歳、ご高齢の方が多いわけです。そうすると、あと 10 年先を考えたときに、では今と同じように環境をやっている人たちというのはどういう世代の人たちなのだろうというふうに考えると、何か背筋が寒くなるような状況にならざるを得ないわけです。

しかし、そういう中であつたって、今の与えられてきた嵐山町の環境というのは次世代に何としても引き継いでいかなければいけないというのが私どもの責任だというふうに思っていますので、いろんな知恵をおかりをしながらやっていかなければいけない。それには、今議員さんおっしゃるように環境だけではなくて、そのこのところの文化がなくなったり、あるいは人がいなくなったり、交流の場がなくなってきたら、そのこのところはそれこそ新しい雪が降っ

たところに足跡がつかないような場所になってしまうというふうな思いは全く同じでございますので、何とかそういうところにならないような形の体制だけはしていかなければいけないなど。しかし、職員の数というのはどこまで許されるのか、それには拠点を散らすことというのはできるのだろうかというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは第1回目ですので、次にいきます。

団体補助金のあり方なのですけれども、3番目のほうですね。昨年1月23日に報告された嵐山町補助金団体検討委員会報告書の提言の取り扱いについて伺いたいと思います。これは3月の予算のときに一応副町長の考え方というのを伺ったのですけれども、それから後、じっくり読んでみました。この報告書は実によくできているということがわかりました。この報告書で、去年の1月23日なので、それで21年度にこれは実現するというふうな形で、「新たに公募方式を採用し、補助金制度を開かれたものに改正していきます」となっていますけれども、現実にはこれについては何も行われていなくて、22年度予算にも反映されていません。

これは特に、私はわざわざ一つ一つ読み上げたいと思っていますけれども。

「平成21年度より新たな公募方式を採用し、補助金制度を開かれたものに改正します。町民等がみずから企画し、実行する事業について3年周

期で募集します。

(2)事業費を対象に補助・補助対象事業を明確にし、補助の効果や必要性を検証します。(事業評価)」ということです。それで「補助事業の対象となる経費について明確化します」。

3番目です。「補助金の終期の設定。個々の団体事業に対する補助金については原則3年を終期とします」。

4番目です。「補助限度額、予算の範囲内で2分の1を上限とし、団体当たり20万円以内とします」。

5番目、「補助事業の情報公開、公平性・透明性・公益性の確保の観点から、補助団体については事業内容等を広く町民に公開します」。

次に、対象となっています。「以下を除くすべての補助金が対象になります」。

①として「県補助金等の特定財源が伴う県の補助基準によるルール化された補助金」、これ学童保育なんかそうなりますよね。

「②行政代替として事業を行っている団体への補助金」。これは、交通安全協会とかそういうのになるのかなと思って見ているのですけれども。

その次に、「補助対象とならない経費」というのがあります。「補助基本額(補助対象経費)」。①補助事業者等において最も効率的な方法で行う場合の事業費とします。備品、工事等の「程度」は、必要最低限のものとする。人件費、会議費、研修・視察費、慶弔費、食糧費、基金積立金は対象としませ

ん」。これよくできているなどと思って感心しました。

それについて、なかなかできないのでというお答えだったのですが、21年度にこれが出ていて、そして21年度中に何も行われなくて、22年度もこのままでいくというのはちょっと問題があり過ぎるかなと思って伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

この委員会の報告書については、今読み上げていただきましたけれども、前回の質問のときに私もお答え申し上げました。内容的に非常に厳しい内容であるというふうなのを実感として持っております。この適正化委員会を図るのに、ある市の団体の補助金の見直しをするというものが出ておりましたので、それをその市にお願いをして、どういうふうに考えているのかというものを送ってもらったものを参考に、現在のこの委員会の報告書とこのができているのかなというふうに思っています。

前回にもお答え申し上げましたように、なかなかこれをすぐ、すべて導入するというのは非常に難しいのかなというふうに考えておきまして、今おっしゃるように21年度、22年度について、これといった対応ができていないという点については、大変申しわけないというふうに思っています。

これを受けて補助金の適正化委員会というのが、私が座長でやっておりますけれども、22年度においてはこういう補助金の検討委員会からこういう

提言を受けております。そして、今後これらについても、できるだけ早い時期に導入を図っていきたいというようなお知らせをまず各団体に今年度やっていったらどうかということも出ております。それと、以前もお話がちょっとございましたけれども、領収書の問題だとかいうものもございまして、その辺を含めた今年各団体に通知をしていったらどうかというのを当面考えております。

その中で、今5つの提言をいただいておりますので、まず公募方式の考え方、これについては今後やっていきたいなというふうに思っています。その前段に、いわゆる団体として補助すべきそういう団体なのか、あるいは町の行政の代替としてお願いをしている団体なのかというものを、今30幾つある全体の団体の中でまずその辺をはっきりしていかざるを得ないのではないかなというふうに思っています。

委託の事業でやっていったらいいのか、あるいは町に負担金を出してやってもらったほうがいいのかというようなものを含めて、この団体の中をちょっと精査をしていく必要があるのかなというふうに思っています。

そしてまた、今申し上げましたように、公募方式についてはできるだけ早い段階に導入していきたいなと思っております。

事業費に対する補助というのが、今お話がございました。これも非常に今全体の団体を見ていったときに、今おっしゃられるような事業費に対する補助というのがなくなったときに、果たして補助金としての意味があるのかどうかというものもあるのかなというふうに思っております、これについてもさ

らに検討をして、まず基準を定めていきたいなというふうに思っております。

それと、補助金の終期、これは原則3年と、公募方式を採用するというのが原則でございますので、3年ぐらいにこういう事業をやるので補助金をいただきたいとか、そういう格好になってくるのかなと思いますので、それは一つの終期であるのかなと思います。ただ、再雇用については妨げないというようなことも当然考えていかざるを得ないのではないかなと思っています。

それと、補助限度額、これも補助率2分の1、限度額を20万ということでございますので、これも団体の特性というのを見きわめていって、こういうことが果たして現実的にできるのかどうかというものも、さらに検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、現在残っている補助団体については、基本的に町の事業の手助けをしていただいているという団体が主でありますので、そう簡単に右から左というわけにはいかないのかなというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、提言を受けて既にちょっと期間が経過してございますので、今年度できるだけ早い時期に、先ほど申し上げましたような通知を出したりとか一定の方向を出して、来年度から第5次の総合振興計画も始まることでございますので、一定の方針を出して、できるだけ早く団体に示して、この提言をいただいた方向にできるものについてはやっいていこうというふうに基本的に考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私は、この委員会の報告書を見て、いろいろ感じたことはあったのですが、全部ではありませんけれども、1つは各種の補助金団体の決算書を見ました。やっぱりこれはかなり当たっている部分が多いなというふうに思いました。それは、やはりそれだけに行っている事業というのが既得権化しているというか、ずっと長年それでやってきて、そして人を集めるために逆に苦勞をしている、そういった部分もあるなというふうに考えます。

それで、事業でも、例えば嵐山町から委託金という形にする事業というのはあると思ったのですね、そのときに。補助金ではなくて、これ委託だろうというふうに思ったものが幾つかありました。そのところは精査する必要があると思うのです。

ですけれども、基本的に町民参加ですよ。これ町民が一応考えたもので、町民参加をこういう形で厳しいなというふうに言われるのは、どういうものかなというふうに感じています。これは多分どこの市かわからないのですが、我孫子市なんかもこういう形で全部処理してきていて、難しいので、行政の側ができないので、市民の側からの提言でやっていくというふうな形を言っていました。それは私は何回もその話は聞いているので、よく覚えているのですが、難しいのではなくて、これはやるかやらないかで、新しい公共というのですか、新しい団体を育てていくためには、財政が厳し

いのであるから当然であると考えます。

1年間ぐらいかけてということですがけれども、基本的にこの線でいくのか、それともそうではなくて、やりやすいような形でやっていくというやはり既得権というのは残っていくのではないかなというふうに感じるのですけれども、その点についての厳しい視線というのはお持ちになるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど申しあげましたように今具体的に5項目ございまして、それを現在の補助団体にすぐそのまま当てはめていくというのは、非常に厳しいのかなというふうに基本的には考えているということです。

ただ、先ほどお話がありましたように、各地でいろいろ団体の補助をどう見直していくかという中では、行政側で行ったのではなかなか逆に難しいということもあって、町のほうも町民の方に参加をしていただいて、そこで提言を受けたというふうなことが基本でございまして、基本的には方向はこういう方向でいかざるを得ないのかなと思っております。

ただ、個々具体的には、もう少しいろいろ、先ほど申しあげましたように、本来委託で出すべきものを団体をお願いしてやっているとか、本来負担金で出すべきものを団体にやっていただいていくとか、そののところをまず、一つ一つの団体の精査をまず先にすべきなのではないかなと。そのほかが一一般の補助団体のほうになっていくと、そういうことで、そういう補助団体につ

いてはしかるべき時期と申しますか、いうもので、改めて公募をしますと、いわゆるゼロベースで見直しをしますと。そして、その事業が、こういう事業をやりたいというものが出てきたときに、また場合によつたら町民参加の検討委員会でもつくって、そこで議論をしていただくというようなものも一定の方向かなというふうに考えております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、せっかくの提言をいただいてここまでほうってきているというのは大変申しわけなく思っておりますので、その辺についてはできるだけ早く方向を出し、そして基準を定めながら各団体に通知を、通知と申しますかお知らせをしながら、できるだけ早い時期に決まりをつけていきたいなというふうに基本的には考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員、次に入りますか。

○13番(渋谷登美子議員) はい、次にいきます。

すみません。ではこれで3番目は余り言ってもしょうがないので、4番目のほうにいきます。

○藤野幹男議長 では、ちょっとすみません、この際暫時休憩いたしますので。

おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時54分

再 開 午後 4時07分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷議員の質問を続行いたします。どうぞ。

○13番(渋谷登美子議員) では、3歳児の集団遊びについてですけれども、(1)として嵐山町立幼稚園には3歳児のクラスがないが、今後3歳児クラスの設置の考え方について伺う。これは、私が議員になったころからもう3年保育というのを言われていたのですけれども、嵐山町ではやっと2年保育になって、その後考え方がないのですけれども、伺います。

そして次に、介護保険で、かつては介護の社会化が唱えられ、介護保険制度が策定されたわけですが、子育てについてはそういった子育ての社会化というのがなかなか概念として定着していないのですけれども、実は子育てについては誕生した直後より母子認識からもう人格形成が始まっているわけですね。本当はおなかの中にいるときからそうなのかもしれませんが、でも乳児や幼児期の育ちのすべてを保育に欠けない家庭でも家庭に任せるということは今は難しく、非常に子育てがやりにくい時代になっています。子育ての社会化が必要であるというふうに言われていますけれども、そのところがなかなか認識されていないと思います。

家庭で育児を行っている女性と保育園を活用して育児をしている女性とでは、家庭で育児を行う女性のほうが子育てについての不安が大きいというふうに言われています。これは、実は私は35年前ですか、家庭児童相談

室の非常勤職員をしていました。そのときから言われていることなのです。ずっと昔からそういうふうに使われていて、でも今もそうなのだけれども、それが現実として認識がされていません。

そして、家庭で育児をする人の多くは、緊急時に近親者の援助があるか否かで不安が高まること、そして近親者が居住する場にはいない場合も多くて、不安が強いということも報告されています。子育ての社会化が必要であるにもかかわらず、未整備であります。子育ての社会化については公共サービスの確立が必要で、それが次世代育成計画の中に若干、少しずつ入ってきてはいるかなと思うのですけれども、嵐山町はまだ未整備な状況であると思います。

その中でも、特に3歳児の集団遊びの場の保育は、喫緊の課題であると考えています。公共サービスとして、毎日ではなくても、週に2～3回、1時間程度の簡単なプログラムを展開できる場が必要だと考えていますけれども、方向を伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 1番目のほうですけれども、3歳児クラスの設置の考え方ということでございますが、現状ではありません。考えておりません。

また、2番のほうの公共サービスとして3歳児の集団遊びの場をつくらいいのではないかと考えてございますが、いろいろこのところに課題

が書いてあるとおりでありまして、そういう状況は理解をしておりますけれども、公共サービスとして今やらなければいけないのかなというふうに思います。嵐山町の中でもこういう幼児に関するものというのは幾つかやっているわけですが、そういうものをより拡充といいますか、何らかの形でそういうものがより機能しやすいような、機能するように、そしてその回りのものと有機的な関連ができていくような形をとるほうが嵐山町には適しているのではないかなと思いますし、今度の計画の中にもそういうような形が基本的にあるのではないかなと思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 多分そういうお答えなのだろうかと予測しながら、これを書いているのです。

実は「揺らぐ子育て基盤」という研究者の本があるのですが、その中で、これはすごいなと思ったのが1つあるのですが、これは東京の2005年のアンケートなのですが、2005年の育児不安と体罰傾向の比較というものなのです。

2005年の幼稚園と2005年の保育園で、3歳児以上の家庭からのアンケートをとっているのですが、2005年の幼稚園というのは、子供のことが煩わしくていららするというのが72.2%です、母親が。そして、保育園は58.4%なのです。保育園で3歳未満では58.4%ではなくて55.8%、そして子供のことでどうしていいかわからなくなるということがあるというのが、幼

幼稚園のほうで 57%、保育園で 46%。自分1人で子供を育てているのだという
圧迫感があるというのは、幼稚園で 34.9%、保育園で 23.8%。毎日毎日
同じことの繰り返ししかしていないと思うというのが、幼稚園で 58%、保
育園で 44.7%。子供をしかるときに思わず手が出てしまうことがあるという
のが、幼稚園の3歳児以上で 60.4%、保育園で 50.4%。保育園で 30 歳
未満というのが、これが 44.9%で、これはすごく大変なことだなというふう
に思ったのですけれども。

今の若いお母さんといいますか、子育てをしている人たちの感じ方なの
ですけれども、これはすごく重要だなと思っていることがあるのですけれども、
子育てをする状況が数十年前と違って、親が子供を見る以外にだれも子供
を見てくれる状況がないにもかかわらず、大変だったらだれかに手伝ってもら
ったらいいいのに、どうして人を頼らないかなというふうに親の親に責められ
る。今の家庭は、子育て以前に親を教育しなくてはいけない。家庭の教育力
が低下しているというふうに、子供を育てている親自身が社会から批判的な
視線を受けているので、親がとても厳しい状況にあるというふうになってい
ます。

それで、そのような形のものが嵐山町の中では、特に町長が考えていら
っしゃるのはおばあちゃんちとか、そういった形のものを考えていらっしゃる
と思うのですけれども、そういった視線というのが、親の親の世代はどうして
もそのように見てしまう。ここにいる議員たちもみんな親の親の世代になっ

てくると思うのですけれども、その部分が今の親にとって非常に厳しい状況になっている。

そして、特に3歳児というふうに言いますのは、3歳児は、これはおもしろい結果なのですけれども、親が一番問題にするのは子供が言うことを聞かなくなるのが一番つらいというのですよ。そして、3歳児になってくると、自己と他者との違いというのがわかってきますよね。自己と他者との違いがわかってくるときに、言うことを聞かせるとか、そして自立の感覚がわかってきていますし、子供の言葉も、親も子供との会話ができるようになりますから、ですから逆に親の言うことを子供が聞かないというのが、母親のとても大きな不安になってくるわけです。

そのところで、今のように、例えば、それは町長がおっしゃっているのは広場事業ですよね。広場事業というのは、親と子が一緒にやってきて、そして何となく遊んで、何となく帰ってくる。それはゼロ歳から2歳児ぐらいまでだったらいいのだと思うのですけれども、3歳児になってくると明らかに自我が確立していますから、その部分での幼児保育というのかな、ある程度の何らかの形での、教育ではなくても他者と自分とがわかるけじめがつけられるような、つかめるようなプログラムのものがある程度必要になってきて、そのために3歳児のものというふうに言っているのですけれども、現状の中では、私は町長の把握の仕方というのは、嵐山町の次世代育成支援計画を見ましても、これではちょっと無理。今の若いお母さんたちのニーズには

そぐわないわねと思って読んでたのですけれども。

そして、母親というのは、町立幼稚園に行かない人は大体町外の幼稚園に行っていますよね。70 何人ですか、町外の幼稚園に行っていらっしゃる方がいたと思いますけれども、3歳児で。それはやはり、そういったものを求めても仕方がないので町外の幼稚園に行くわけですよね。町立幼稚園がなくて、町立幼稚園に3歳児保育がないから。私は3年保育で、毎日毎日行く必要もないのかなというふうに思っているのですけれども、でも何らかの形で1時間あるいは1時間程度の子供たちが集団遊びをする、そういったファシリテーター、ファシリテーターはおばあちゃんではありません。しっかりしたプログラムを持った人がやっていると、難しいのではないかなというふうに感じているのですけれども、その点についての考え方です。

少子化対策については、ここの3歳児というのは結構基本になってくるなというふうに考えているのですけれども、これはあえて教育長に出さず町長に出したのは、予算が伴うことであるので、この質問をそのように答弁者としてお願いしているわけですが、その点についての町長の考え方が親視線というか、親の親視線なのです。子供を育てている若い母親の視線にはならないのです。

町長は男性であって、多分子育ても、そんなおっぱいをあげたりとか、そんなことをする立場ではなかったわけですから、そうするとやはり考え方として違うのかなと思って、その点について今の子育てについて、3歳児の子育

て、それからゼロ歳から3歳までの子育てについてどう考え、感じているのか。そして、若い母親にとってどうなのかということ町長は次世代育成計画のアンケートではなくて、もっと深いものを読み取ってやっていかないと、少子化はどんどん進んでいくと思うのですが、その点について嵐山町は非常に子育てしにくい場所だと思っていますので、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

渋谷議員さんは、もうはなから一つの考え方があって、その方向にひたすらというような感じなのですけれども、確かに若い人の子育ての感覚と、それからお母さん、おばあちゃん的な人たちの子育ての考え方というのは、ずれが、考え方が同じではないと思うのです。しかし、今一番何が必要かと言われる中で、学校で何を始めたかといったら親の学習というのを始めたわけです。親が親として成り立たないから、親の学習を、小学校で親を教えると、中学校行ってその親を教えると、親の学習をやるという、こういう時代なわけですよ。

ですから、3歳児の親にしても、あるいは身ごもったすぐの親にしても、やはり親は親としての意識を持ってもらうことは、どこかのところで何か、だれかが、どういう形でやらなければいけないことだと思うのです。

それで、今何とか健診、何歳健診、何々健診とかというのがあ

すけれども、そのところで本を読んでもらうとか、本に親しんでもらうとかというのを図書館の事業の拡大としてそういうようなことにも取り組んでおりますし、いろんな形で、昔、井深さん、ゼロ歳児を推奨したソニーの方がいらっしゃいますけれども、もうゼロ歳児からそういう形で教育が必要なのだということであって、3歳児ということではなくて、親は親としての教育、そういう意識を持った形のものでなければ、3歳児のところ遊び場をやって、子供はそここのところで遊んでいいかもしれないですけれども、親が育ててもらわないことにはちょっと、その上にいっても苦労するのではないかなという感じがするので。ですから、そのところをどう地域と、あるいは上の世代、同じ世代、そういう人たちと交流、共有、意見を交えるといいますか、そういう必要があるかなというふうに思っております、3歳児だけではないというふうに私は思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 3歳児というふうに特に言っていますのは、3歳児は言葉を完全に交わすようになります。そして、お友達とも積極的に話をしますし、歩いたり走り回りますし、駆け回りますよ、3歳児というのは。3歳児というのは、ゼロ歳から2歳児までの広場事業的なものと全く違って、親の学習というのは、それは親が学習していかななくてはいけないというふうに言われるのは当然なのだけれども、親ではなくて、3歳児は3歳児の場がもう必要になってきていて、それを嵐山町は3歳児の場を提供していないの

ですよ。かつては、3歳児の子供というのは地域で遊ぶことができましたよ。

だけれども、今は親というのは3歳児とか、そういうふうなものを探して歩くわけですよ、あっちに行ったりこっちに行ったり。そしてその場が嵐山町にはないわけですよ。だから、私は3歳児保育というのが町立幼稚園にあれば、それは一番ありがたいのだろうなというふうに思うのですが、それが今財政的に無理なのだったら、そういった形のものをつくっていくしかないだろうというふうに思っているのです。それは少子化対策として一番今必要なことの一つだと思うのです。

医療に対しても必要かもしれないけれども、行政が親学をしなくてはいけないと言ったら、親は怒りますよ。それはモンスターペアレントもいるかもしれないけれども、言われるのは何というのですか、茶髪ママというのは、一生懸命お弁当なんかつくったりするのだそうです。茶髪ママは何で一生懸命お弁当をつくるかという、そういうふうに言われるのが嫌だから、子供に対してもちゃんと手づくりのものを食べさせると言いますよ。そういった形で行政や私たちのいわゆる親の親世代が見るから、母親たちは逆に、さっき言いましたように、どうしてできないのだということが批判的になって、それが不安をあおるというふうに書いてあります。

保育園のほうを見てみますと、保育園のほうが幼稚園の母親よりも不安感が少ないのです。それはなぜかという、一緒に子育てしてくれるパートナーがいるというふうな感覚が子育て不安を非常にやわらかくするというふ

うに言っています。私は、悪いのですけれども、町長が言われるように、固定的な物の見方をしているというのではなくて、いろいろな情報の中から、これは必要だろうというふうに言っていて、むしろ町長のほうがそういうふうな考え方をしているというふうにしかならないのですね。私がこういうふうにいるんなものがあるって、今回は3歳児のものをやっていこうというふうな形で、いろんな次世代育成計画の中でも、これが今回は問題だろうからというふうな形でピックアップして言っています。

特に、3歳児というのは私が子供を育てているときから3年保育は必要だと言われていて、それは町長が教育委員のときですよ。そして、それは多分請願か何かで持ってきたのではないですか、住民の方が。そして、それをけられたのが、けったというか、それを受け入れてもらえなかったというのがあって、そしてただそのときに文科省のほうで3年保育を充実させていくというある程度の要綱か何かが出ましたよね。それでやっと2年保育になったのですよ、嵐山町は。そのまんまになってきています。今の状況で3年保育は難しいだろうと思っています、嵐山町の財政で。そうしたらできる範囲の中で、3年保育というか、子供たちに3歳児の集団の場を与えてあげるといのは必要なことではないのですか、3歳児の場合は、ちっちゃなテーマを持っている方もいらっしゃいます。

だから、広場事業も兼ねたような3歳児の集団事業も必要だと思うのですけれども、でも必要なのは子供と一緒に遊んで、そして親と離れて

3歳児のグループをつくっていくというふうな一つの経験ですよ。そして、その中から自他というのですか、はっきりわかっていく。そういった体験を嵐山町は行政の中でつくろうとしていないのですよ、次世代育成計画を見て。私は、これが今嵐山町の次世代育成計画の中ではかなり大きな問題だなと思って、今回特に取り上げたのですけれども、町長はそれでも今のままでやっっていく、そしてそれは町民のまちづくり計画、まちづくりでの本当の希望だと思われませんか、若い女性たちの。若い女性たちは親学をしなくちゃいけない、若い父親たちは親学を学習しなくてはいけないから、それを中心にやっっていく、嵐山町の3歳児のものは必要ないというふうに切られるのですか、その問題ですよ。

私が言うのは、3歳児に関しては3歳児に必要なある程度の集団の場というもできていますよね、ゼロ歳から。3歳児神話というのは、私は好きではないのです。3歳児神話って、3歳までは母親が育てなくてはいけないという3歳児神話は、全然考えていないのです。ですけれども、3歳になったらお友達との関係をつくっていく、そしてその中に親とは離れた形でファシリテーター的なものが必要だろう、今は地域の中に集団としてそういったものがないですよ。だから、そのところを出していかなくてはいけないのではないかとっているのですけれども、それについては、町長の考え方としてはゼロ歳から3歳児までは一緒の集団、一緒の同じ子供たち、そしてそれは母親がそれを主として見なくてはいけない。ほかの母親に聞いてみますと、

3歳児の親というのはあっちに行ったり、こっちに行ったり、保育園に行っていない人たちはかなりいろんな場所を探して歩いていますよ。嵐山ではなくて、嵐山にないから東松山に行ってみたり、滑川に行ってみたり、熊谷に行ってみたり、そういった形で歩いています。

そして、おもちゃ図書館に来ている人たちも、その地域にないから、嵐山以外の人たちが来ているのはその地域にないから、あっちこっちを探して行って、そしてこの地域にはそういった適当な場所がないのでしょうか、だからそういった形で探して歩いている。でも、3歳児の親にとっては、これはある程度必要な公共サービスだと思いますが、やはりそれは公共サービスとして必要ないのですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろご指摘をいただきました。ちょっと欠けているところがありましたら、またご指摘ください。

1つ、嵐山町の現状というのがあるのですね。それで、これは幼稚園の私立と公立の共存というのがありました。そういうような状況がありまして、それでしかも私立が長い間、嵐山町の幼児教育の中心になってやっていただいていたという経過があって、そういう中で私立と公立の共存ということがあって、2年保育ということでやってきました。

そして、現在、保育園が私立なのですね。それで、幼稚園が公立なわけ

です。それで、そのところが、幼児人口がこれだけ減ってくれば、園の経営というのも当然どこでも考えてくると思うのです。そういう中で、公立の定員をやたらと広げるということはどうなのかなというのがあります。というのは、それだけ同じ町の中で幼児の面倒をずっと見てきていただいているわけですから、こっちの都合だけでそういうことはできないわけでありまして。それが1つです。

それから、親学というのは、町長がどうだとかと言いましたけれども、これは日本の国が、日本中がやっていることなのです。どういうふうにしたらどうなのだろうというのはなかなかわからないから、それでは親に話すしかないだろうということで、中学2年生の親に話しました。そうしたら、中学2年生の親に話したのでは遅いだろうということで、小学校5年生になりました。小学校5年生の親に話す。その話を聞いたときに、私はそれでは遅いだろう、もっと下ではないかということで、幼稚園の園長先生にもお願いして話をしたりして、それで先ほどおっしゃったファシリテーター、その人にリーダーになっていただいて、幼稚園のご父兄の方々に集まっていただいて、どういうふうな教育を幼稚園はしたらいいのか、あるいは自分たちはどういう教育をしたらいいのかというのをファシリテーターの人にリーダーになっていただいて、幼稚園で取り組みをいたしました。

そのときに、さっき言ったように、もっと下のところからいろんな話をしているのがいいのだろうなというようなことが、学習の中から出てきました。そして、

その中で嵐山町ではどうしたらいいのだということですが、今3歳児の総数が141人なのです。それで、幼稚園に37人、保育園に54人、家庭保育室に2人、在宅の人は48人いるのです。おうちにいる人は48人、140人の中で48人の人が在宅でいるのです。

それで、在宅の中で、今嵐山町のおもちゃ図書館は外からいっぱい来ているという話がありましたけれども、嵐山町の中にそういうのがあるのですから、そここのところを活用していただくのもいいことだと思いますし、そのほかのところも今年社会教育委員さんを中心に調べていただき、整理をしていただくことになっていますが、子供関係でいろんなことで事業をやっていることがあるのです。そういうものをより周知をして、利用しやすいような状況で、町民の皆様、そして幼児のご父兄の皆様にわかりやすいような情報が提供できるように整理をしていくということで考えていますが、そういう状況でございます。

この48人の方をどうしたらいいかというご提言ですけれども、公立のものをあえてしなくても、嵐山町で今やっている状況の中で十分とは言わないですけれども、対応ができる部分が多いのではないかなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 公立とは言っていません。公共サービスと言っています。これなのですけれども、48人の3歳児の子供たちを私が言って

いるのは1週間に2回か3回、その1時間ぐらいのプログラムを公共サービスとして親から離れた集団の中で遊ぶという場、それはおもちゃ図書館とは違いますよね。

おもちゃ図書館やおばあちゃんちとかいろいろ行ってみましたけれども、遊び方は広場事業ですよ。広場事業とは違うものが必要だろうと言っているわけで、3歳児になったら、自分と他人というのがわかってきて、そして例えば一緒に絵をかくとか、そういったことができてきますけれども、おもちゃ図書館もおばあちゃんちもそれぞれの人が適当に子供を構う、構うという言い方はあれですけども、何かを子供と一緒にやろう、子供が何かをしていこうという形ではないですねよ。

あれはお手伝いをするのですよね、おばあちゃんと。おばあちゃんちも見ていてそうだなというふうに思いましたし、それからおもちゃ図書館も自由遊びですから、そうではないちょっとしたプログラムがあって、それは本当に大したことはないのですよ。1時間ぐらいで、おはようございますと言って、歌を歌って、折り紙をして、そして駆けっこをしたりとかして、そしてまたシャボン玉でもいいですし、何でもみんなで遊ぶ、そしておやつか何かを食べて帰ってくる、そういったちょっとしたプログラムですよ。そういったプログラムを持ったものが今嵐山町にはないと思いますけれども、それが親学にはかわらないと思います。

親学というのは必要かもしれないのですけれども、親学というのは強制

されると親は腹が立つものですよ。私自身はずっと子供を共同保育で育てていましたから、どんな形で親たちが動くかというのは、幼稚園とかそういったところに入れていることもありますけれども、そういった形でやっていたものですから、親というのはまた自分たちでグループをつくっていきますし、その中で主体性というのは育っていきます。その主体性を育てないで、親学という形になってくると、やっぱり上から目線になってくると思うのです。上から目線ではなくて下から目線ですね。

モンスターペアレントというのは、モンスターにならざるを得ないような状況が子供時代とかにあったのではないですか、だからこそモンスターペアレントになっていくのだと思うのですよ。子供にご飯をつくってあげられない親とか紙おむつをつけたまま来る親とか、いろいろ問題になっていますけれども、それはかつてそこでそのような、その人自身がそういった育児を経験していないということが、今多分とても大きいのだろうというふうに私自身はいろいろなものを読んでいて、虐待の本とかそういったものを読んでいくと、そういうふうに思います。

それはそれとしておいて、3歳児というのはやっぱり一つのけじめなのですよ、今。3歳児に対しての今までと同じような感覚でというのは、違うと思うのですよ。ほかのところでは、幼稚園で3歳児保育を求められる方は、町外にいらっしゃるわけですよ。でも、町外に行かないというのは、経済的な問題であったり、それから下に子供がいるとか、そういった問題であるわけで

すよ。本当は3年保育に入れたほうがいいなというふうに思っているのですよ、それは。だけれども、それができない状況があるということを考えて、3歳児のグループをつくってやっていったほうが、ファシリテーター的にある程度の先生的な者がいてやっていくというふうな公共サービスが必要ではないかというふうに言っていて、それについては考え直すというか、そういった方向はとらないのですか、その点。

私は、これから何回も何回も、3歳児についてはちょっとこれ状況が悪過ぎるなというふうに思っていますので、図書館のサービスや、それからおばあちゃんちのサービスや、それにはかえられないものですよ。3歳児の一定限度の1時間、2時間のプログラムの幼児教育ですか、幼児教育がとても大切だというふうに以前も質問したと思うのですけれども、なぜ幼児教育が大切かというのは、幼児のうちにある程度のものを獲得するからなのですね。

デンマークや北欧のほうでは、幼児教育をしっかりしていくことで、次のその子の持っている所得の力というのですか、それにかかわってくるので、幼児教育を大切にしていこうというふうに書いてあります。「子どもの貧困」という本を読みました。「子どもの貧困」というのを読んだら、おもしろいなと思ったのですけれども、学童期に関しては貧困は教育には余り問題ないのですよ。ところが、就学時前の親の所得によって子供の教育格差が出てくるのですって。その子供の教育格差の問題を考えていくのに、せめて3歳児のグループをつくっていくということが必要ではないかというふうに言っているの

ですけれども、その点についての考え方が今の考え方だと、就学時前の子供たちの所得格差による教育格差をそのまま引き継いで、嵐山町は教育を行っていくということになっていくのですけれども、その考え方についてを私は改めてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 渋谷議員さんの持論といいますかお考え、よくわかりました。

教育というのは、私がそんなことを言えたあれではないのですけれども、どこの年、世代でもそれなりに重要だと思うのです。ゼロ歳児の教育が一番なのだと、井深さんとかそういうことをおっしゃっていました。そして、3歳児は3歳児で渋谷議員さんおっしゃるとおりで、今小学校で問題になっているのは1年生、小1プロブレムという問題が起きています。そして、小学校の中で4年生になると、大きないろんな学科のところに変化が起きて、4年生のところでは親と子供の逆転現象みたいなのが起きるのがこのときだとか言われておりますし、中学1年になると中1ショックだとかいうことになって、なかなか学校になじめないとか、いろんな問題というのはその時期その時期あるわけです。

ですから、どこがどうだということではなくて渋谷議員さんおっしゃるとおり、大切なのだと思うのです。大切だと思うのですけれども、やっぱり親は親とし

て、例えば3歳なら3歳でどれぐらいになったといったら、親がもし時間があるとすれば図書館に連れて行って、本を選ばせて、それでそのところでお話をやっていただいているときには、そういうことを聞いたらどうだとか、あるいはこういう本はどうだとかいうことが、親がそのところで主導する部分も多いのではないかと、大きいのではないかと思うのですよ。

しかし、ここのところでこういう遊びがあるから、そのところに今度、今度はこっちで公共サービスがこういうのがあるからというのは、それも確かに必要かもしれないですけども、やっぱり親は親としてしっかりやってもらいたいという考え方というのを私は持っていますので、そのところがちょっと間違っているということになりますと、ちょっと渋谷議員さんと意見が合わないのですが。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) しつこく言うようですけれども、3歳児の町立幼稚園ではなくて私立の町外の幼稚園に行かれない方というのですか、それは経済的な事情が大きいと思います。保育園にも入れないけれども、町外の私立幼稚園に入っていけないというふうな、そういうふうな状況があるのだと思うのです。

普通だったら、もう3歳児になったら、よほどの考え、私は自分の子供は共同保育で育てましたから違いますけれども、いわゆる幼稚園、3歳児になったらかなり動きますから、3歳児の子供というのは。すごく動きますよ、そし

てそれなりにお友達も求めますから、そうするとそのところで普通経済的に許せば私立の幼稚園に出したいと思う。だけれども、それができない事情があるわけですよ。事情があるから、3歳児の子供を手元に置いておく、そういう状況があるわけですよ。そういうふうなことの中で、それで図書館に行ってその本を読んであげたらいいではないですかというのは、それはどこの親だってやれることですよ。だけれども、そういうふうな事情が許さないような問題がそれぞれの親にあると思うのですよ。

それで、3歳児の子供を図書館に1週間に1回ではないですよ。あれ1か月に1回だったと思いますよ、読み聞かせは。「ちいさいさんのおはなし会」ですか、第3金曜日か何かで、もう一つは、月に2回ありますか、そんな感じですよ。それは子供と離れて何かをしようという、子供が何かをして、保育という形ではなくて、紙芝居を読んであげたり、本を図書の司書の人を読んであげたり、私も見に行きました。そういうふうな形ですよ。子供たちが主体的に子供同士と遊ぶという場ではありません。

3歳児の保育が必要だというのは、3歳児の子供たちの遊ぶ場が今ないから、昔だったらそうですね、町長が子供のときだったら3歳児というのはいっぱいそこら辺にいましたよ。だから、勝手に遊ぶことができたと思います。私の子供のときはどうか分かりませんが、そういった形ですよ。

ですけれども、今は3歳児の子供のところに行こうと思ったら、3歳児のいる場所に行かないとないのですよ。だから、その場所をつくるために公共

サービスをつくったほうがいいのではないかとっているわけで、それは考え方が違う。親にしっかりしてもらいたいと言ったって、親には提供する場所が、つくる力がないのですから、3歳児の子供を集めて、この指止まれでやれる人ができるというのは、よほどの力ですよ。本当にこの指止まれで、3歳児の人集まってきてください、そしてその中で保育士さんを選んで、その中で保育サービスをしましょうというのは、よほどの力がないとできませんよ。それを公共サービスとして提供するべきではないかとっているのですけれども、それは親にやらせることですか。今の3歳児の状況というのは、かつての3歳児の状況とは全然違いますから、いかがですか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 すべて親がやれとかなんとかということではなくて、さっきも言いましたけれども、おもちゃ図書館ですとか、またそのほかにも今年、さっき言いましたけれども、社会教育委員さんを中心に整備をしていただきますけれども、それは3歳児だけというものはないかもしれない。

しかし、その中で43名の家庭にいる子供さんがいるわけですが、その子供さんたちはそういうようなところ、あるいは自我が出てくるわけですから、3歳になると。ですから、ここの役場のところの遊び場なんかに来て遊んだって、親子はこっちに置いておいて、自分でこういうふう動き出して、やりたいことをやる年齢になってくるわけですよ。ですから、そういうのはその場その場で親がしっかり見て、そして地域の人と交流をしながら、大きい

子もいるし、小さい子もいるし、その中で育つのがいいのではないかなと思っています。

ですので、嵐山町に全く何もないというのではなくて、渋谷議員さんおっしゃるように、3歳児だけのものはないけれども、そういうものは嵐山町でも今あるので、そういうところの活用をしていただけたらいいのではないかなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) たびたび言うのですけれども、3年保育の希望というのは私の子供が5歳ぐらいのときから嵐山町では始まっていますから、もう20年近くになります。嵐山町で3歳児保育を求めている運動というのがあって、そしてお母さんたちというのは、あっ、嵐山町では3歳児はやってくれないのだから、言ってもしょうがないのだからというふうな感覚が定着しましたよね。それは、あきらめですよ、町に対しての。

その公共サービスについては、勝手にそこでプレーパークみたいなところに子供が来て好きなことをして遊ぶのと、それは3歳児の子供が来ているかもしれないけれども、3歳児の子供も1人か2人ですよ。3歳児の子供の集団が必要だと言っていて、その集団をつくるのにどれだけのお金がかかるというのですか。1週間に2回か3回それをやっていくのに、どれだけの金額がかかりますか。私は100万か200万あれば十分できる話だろうと思っています。

そのところに人を、どこかに行って、それで今のやり方だと、非常勤の方をお願いしてそれで時間給で払って、時間給でそれを雇用してというのが嵐山町のやり方ですよ。それをすることができないほど嵐山町というのは子供に対して冷たいのですか。私はそのことがとても大切だなと、3歳児を特に言っているのはそのことが大切だなというので言っていて、特に3歳児というのは一番親の所得格差が教育格差に出てくるから、そのところをフォローしていくのが嵐山町の姿勢ではないかと思うのですけれども、もう一度伺います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3歳児だけの公共サービスをつくりなさいというご指摘でございますけれども、教育委員会の先生方ともよく相談をして、嵐山町にある今3歳児が遊べる、あるいは学習ができるそういったものだけでは足りないのか、あるいはそれ以上また違うところのものが必要なのか、相談をして、これから対策を講じたいと思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) では次にいきます。

自転車走行空間の整備ですけれども、登下校の道路整備として歩道設置がこれから行われていきますけれども、一方で自転車通学に関しては、玉ノ岡中学の子は全部自転車通学ですし、菅谷中学の子供は2キロ以上

の子が自転車通学になっています。歩道整備は進むのですけれども、自転車での通学に対しての走行空間をどのように整備していくのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

今お話がありましたように、玉中の生徒はすべて自転車通学、菅中については約4割ぐらいの方が通学をしているというふうに伺いました。また、後ほどちょっと図面を見ていただきたいと思うのですけれども、これが今、上のピンクが玉中の通学路です。下のグリーンに塗ってあるのが菅中の通学路です。これを見ていただいておりますように、玉中については県道なり、この下の町道の2-9号線だとかいうものの歩道がかなり整備されておりますから、それはいろいろ課題はあるかも知れませんが、おおむね一定の方向は出ているのかなと思っています。

問題は、菅谷中学のグリーンのところ、ほとんどの道が通学路と。また、議員さんの控室に後ほど張っておきたいと思うので、一度またぜひごらんになっておいていただきたいと思います。

そういう意味からいって、今渋谷議員お話のように、菅谷の小学校を中心としたエリアについて今歩道の整備をしていこうということで、かなり積極的にやっております。ただ、自転車の通行ができる歩道というのは、今の法

では最低3メートルというふうに言われております。ただ、前から計画があって事業化されておるものについては2.5メートルでも可能と。そして、今嵐山に東昌寺坂というのがございますけれども、あそこに歩道がございます。かなり幅的には狭い歩道です。これも公安委員会の認可によって、今自転車の通行可になっております。これは警察と協議をして、この道が幅員は狭いだけでも、自転車の通行可というものを検討していただいた結果、ここはやむを得ないだろうという結論が出れば、歩道の幅員が狭くも自転車の通行は可ということですよ。

ただ、渋谷さんのご案内のように、歩道の中は歩道、いわゆる人が歩き、そして自転車、例えば平沢の川島線中は2.5メートルの歩道の中に植樹帯もあります。したがって、自転車の通行と歩行者が共存するというのは、かなり自転車のマナーのとり方によっては危険な場合もあるというふうなことかなと思っています。

いずれにしても、先ほど申し上げましたような通学路というのをすべてどうだということはなかなか難しいということで、主要な学校近辺については今できるだけ歩道をつくっていこうという形で、当面考えています。

この点については以前もご質問を受けたことございまして、そのときに私もちょっとお答え申し上げた記憶があるのですが、場合によったらある道については一方通行を考えながら、人が歩ける場所等も考えていくのも一つの方法かなというふうにお答えをしたことがございます。

したがって、当面は県道の歩道の整備、まだまだ菅谷中学の通学路の範囲の中に県道の未整備のところがございます。そういうものについては県にお願いをしながら、できるだけ早く整備をしていこうということで、鎌形の県道については、一定の場所については既に事業がスタートしております。

このところ、いわゆる²⁵⁴のバイパス、嵐山溪谷へ入るバイパスと申しますか、いわゆるバーベキュー場へ入るバイパスのところからなごみにかけてのところの県道にまだ歩道ができてございませんので、これを地元の要請も受けながら、今県にここの歩道をつくっていただきたいというふうな要請を間もなくするところでございます。

したがって、県道についてはできるだけ早く、すべての県道に歩道をつくっていただくという中で、自転車と歩行者との共存と申しますか、そのほかの町道については主要な道路、菅中に対してどういうルートで来るのが、主要な道路があるとすればそういうものを中心に歩道の整備をしていくというようなことが、当面のとれる手段かなというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、いろいろ自転車と歩行者というのはなかなか難しい面もございますので、そういう点では一概にぱっとできるような状態ではないのかなというふうに現在のところ考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 残り時間は4分です。

渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 私もずっと自転車でこのところ動くようになって、自転車はとても歩道でも危ないし、車道でも危ないのですけれども、日本は歩道の中を自転車が通るように指導されているのですけれども、先進国では自転車は車道を通るのですね。それで、必ず左側というか、自動車と同じ存在にしていって事故が少なくなっていくという形になっていて、特にこれは日本の国法がまだ変わらないので仕方がないのかなと思うのですけれども、でも自治体でできるのだとしたら、自転車の事故があるところの交差点に関しては交差点から30メートルぐらいのところに自転車路というふうな形でわざわざ入れておくと、そうすると車が中央寄りになるので、交差点での事故が少なくなるというのですね。ほとんど歩道から出てくる自転車が、交差点に出てくるのが事故を起こすという形で、全体的に自転車というのは日本は交通量の中の15%で、これは決して低い値ではないのだそうです。かなり高いほうなので、でも実際に自転車道の整備ができていないので、そのところで、今道路の中で嵐山町でも町道に関しては、道路に関して車道の中に自転車道という形のものをつくる、つくるというのではなくて色分けをすることができたら、それだけでも随分違うかなと思うのですけれども、警察との関係でそれはできるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁2分以内でお願いいたします。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

警察との協議ということでございますけれども、今例えば松山の市役所

の近辺に行きますと一方通行で、例えば車道幅員が3メートルぐらいで、そのほかのところは色が塗ってございます。ただ、そこを自転車の通行が、自転車だけ可かどうかというのは定かではございません。当然人と自転車、それは通る場所もあるかもわかりませんが、したがって交通の関係ですから、警察といろいろ協議して、ここをこういう道にしたときに、今のことが可能なかどうかというのは、ちょっと今私も勉強不足で答えられません。

したがって、今後の一つの課題にさせていただきたいなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時58分)